

令和元年第3回定例会議事日程（第3号）

令和元年9月18日（水）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

矢 岡 匡 議 員

山 本 定 生 議 員

向 野 倍 吉 議 員

中 家 章 智 議 員

岸 本 加代子 議 員

令和元年第3回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 令和元年9月18日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月18日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	永野 公敏
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	竹内 一代

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） おはようございます。会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに議長よりお願いいたします。

発言は必ず議長の許可を得てから発言していただきます。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に山本議員、太田議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（是石 利彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。また、質問の回数は、同一質問について3回より超えることができないようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内とします。時間内に終わるように要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されておりますので、消費時間を確認し厳守していただきたいと思っております。

矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 皆さん、おはようございます。かなり久しぶりの一般質問ということで緊張もしておりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

花畑町長就任から初めての一般質問となります。花畑町長は16年前の議員当選時におきましておっしゃっていたことがございます。とても印象深く覚えております。古きをたずねて新しきを創る——古きを大切にしておき、新しきを創造する、そういった言葉を述べておりました。その花畑町長だからこそ勤儉の政治といいますか、進取と儉約、そういった政治がなされていくのではないかと期待しております。

私は、割と長年PTAに携わってまいりました。そうした経験も踏まえ、本日は教育の関連を主に質問させていただきたいと存じます。

それでは1番の国旗・国歌について質問させていただきます。

私なりの教育のイメージを述べさせていただくと、昭和33年の学習要領の発布と申しますか、

それ以来、その学習指導要領というのが法的拘束力を持つと解釈されるようになったと思っております。その後77年の改定で、日の丸、君が代を国旗・国歌化がうたわれた。また1989年の改定で、入学式・卒業式での国旗の掲揚、国歌の斉唱をその意義を踏まえ指導するものとなったと理解しております。

そんな中、90年代を思い浮かべますと青少年の犯罪、割と国民が驚くようなことが起こったりいたしました。また教育現場においては、広島県の校長でしたか、自殺をするというようなことも起こりました。そういった世の中の流れを一国民として見ていた90年代だったかなと思います。

そして、2004年から——平成16年だったと思いますけど、幸いにも小学校のPTAのほうに携わらせていただきまして、当時の熱意ある校長と、何と申しますか、解決能力が高いといえますか、そういった教頭の指導力の中、いい学校運営がなされているなど当時思っておりました。当時の教頭は現在の皆尺寺教育長だったと思います。

そんな中、この国旗・国歌についてですが、そのPTAに入る前に聞いた話ですけど、本町でも国旗に向かない、掲揚で国旗に向かわない、そして国歌を斉唱しない、そういった教職員がいらっしゃるという話を聞いておりました。だがしかし、現実には私が入ってみますと、幸いなことに申しますか、そういった教職員は私は確認はできなかった。当時ですね。そのように覚えております。安心したといえますか、そのような印象を持った記憶がございます。

当時の校長は、小学校の校舎の上に国旗をはためかせていたといえますか、そういった状況があったと認識しております。覚えております。その後、何年かしてからか、その校舎の上に旗が立っている、国旗が立っているちゅうことは見たことはない状況です。自分の中ではですね。そういった小学校での経験がございます。

まず、そういったことを踏まえて、現状についての対応といえますか、説明をお願いしたいと思っております。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） それでは失礼いたします。学習指導要領において国旗・国歌につきましては、国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに児童が将来国際社会において尊敬され信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることが重要であると示されております。

学校において行われる行事にはさまざまなものがありますが、特に入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で新しい生活への動機づけを行い、学校、社会、国家など集団への所属意識を高める上でよい機会となるものであります。そのよう

な意義を踏まえ、学習指導要領において入学式や卒業式においては、議員御指摘のように国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するとされております。

ちょうど20年前の平成11年8月13日に、国旗は日章旗とする、国歌は君が代とするという「国旗及び国歌に関する法律」が定められました。吉富小中学校では、学習指導要領にのっとり入学式、卒業式における国旗掲揚と国歌斉唱が行われております。また、運動会におきましても国旗の掲揚が行われているところでございます。これが現状でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 当時から割としっかりとなされていたわけで、そういった国旗掲揚、国歌斉唱についても、もう平成14年でしたか、その段階で九州ではなされていない公立学校はないと認識もしています。そのとおりでらうと思います。少しは安心ができました。

といいますのが、2年前でしたか、北朝鮮のミサイル防衛なるもので吉富中学校で行われた訓練がございました。私は自治会からの参加ということで参加させていただきました。そのときの体育館に、中学校の体育において体育館に国旗がなかったという現状がありました。

当時の校長に尋ねたところ、ちょうど体育館の場合は、中学校の場合はワイヤーみたいなものでつっていて、上げたり下げたりができるような感じがあります。なので、たまにゆがんでいたりとか、上がり過ぎていて半分しか見えていないとか、そういった感じが私が中学校のPTA時代にもあたりはしていたんですが、それで不具合でというようなことをおっしゃっていました。

その流れで2年前の教育長にも尋ねました。きょうは国旗が、自衛隊も来て訓練をしている状況なのに国旗がないですちゆうて伝えました。そうしたところ、今の言い方で言うとスルーされたというか、そういう人からですね。そういった感じで、私としたら町長に言ってくれと言いはるのかなとそのときは感じた次第です。

当時の町長とは、そういった国旗や国歌のことを議論したことはありませんでした。そして印象ですが、割と権力には荒立っていけるタイプというか、そういった印象を持っていたので、あえて町長にそのことは言わずにその日は終わりました。しかし、そのときの印象といいますか、割と強く残ってしまいました。

そこで、そのときのことで余りそういった国旗・国歌に対しての気持ちがないのではないかと考えたもので、このたびの質問となったということもございます。その確認の意味で、その辺のお気持ちのほうを聞かせていただければと思います。

○議長（是石 利彦君） 誰ですか。教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） その辺のお気持ちというのが、私、学習指導要領の趣旨にのっとり、その行事において国旗及び国歌を、国旗を掲揚し国歌を斉唱するという指導はしております。日

常的に掲揚せよというような指示は特にこちらからはいたしておりません。ただ、国を愛し、地域を愛し、自分の母校を愛するというようなそういう愛だけは、常に小中学生にも地域にも求めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） その訓練のときに、国旗がなかったことは覚えていらっしゃいますか。（発言する者あり）

○議長（是石 利彦君） いかがですか。教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 特に私は記憶しておりません。

○議長（是石 利彦君） もう3回目です。次の質問をお願いします。

○議員（4番 矢岡 匡君） 指導要領にのっとってやるということで安心しております。

あと一つ、もう一つ気になることがございまして、小学校の国旗、体育館の国旗ですが、木枠に入らずずっと掲示されてあります。その国旗が紅色の日章が少し大きいかなとか気になっているのは、私だけでしょうかということもお伝えして、次の質問に移ります。

○議長（是石 利彦君） 明快な質問をお願いします。

○議員（4番 矢岡 匡君） はい。2番の道徳教育についてで、やはり58年、33年の学習指導要領から道徳が特定の教科になったと思います。そして道徳の授業が行われてまいったと思います。

そして、いろいろ学習指導要領が変わったりしたわけの変遷がありました。ゆとり教育なるものになっていった。本格的には2002年、週休二日あたりぐらいからだったかなと思います。そんな中、いじめの事案とかも出てまいりまして、方向性が2008年だったか、変わるような経緯があったと思います。

そのさっき言ったPTAの時期と時を同じくするころに、道徳の副教材として「心のノート」という、家庭と学校とのつながりを深めやすいようなやりとりもできるような副教材ができておりました。その教材は2014年ですか、「私たちの道徳」という名称に変わりました使われてまいりました。

使われてまいったというのが、想像ですが、思い出すと現実にはなかなか使われていなかったという印象がございまして。子供たちが持っているその副教材を見ても、ノートとしていろいろ書き込める様式になっていたんですが、その書き込まれているのを見たことがないとか、そういった状況でした。

その辺をちょっと古いことになろうかとは思いますが、使われ方に対する認識は、どうだったのだろうかとお尋ねいたします。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 平成14年に「心のノート」が作成、配布されております。これは道徳の時間を初め、学校の教育活動のさまざまな場面で使用するとともに、家庭など生活のさまざまな場面に活用できる教材として作成、配布されたものでございます。

議員御指摘のように吉富小学校につきましては、このことを受けて道徳の時間を中心にノートの活用を推進してきましたが、なかなか定着しにくかったのが当時の状況でございました。そこで、特に「心のノート」との関連を図る時間には、年間指導計画に「心のノート」何ページというように関連性を明確にした指導計画を作成し、道徳の年間計画を作成、活用してまいったという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 私が思っている以上には使われていたというふうに解釈いたしました。そういった教材の変遷を経まして、「特別の教科 道徳」というものが始まりました。この道徳が教科となったことでもう始まっております、本町の道徳教育の現状についてお尋ねいたします。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 議員が御認識のように、これまでの道徳教育がどちらかというところと、資料を読み進めていくような理解中心の指導であったのに対して、量的な転換と質的転換を図る意図で「特別の教科 道徳」となっております。量と申しますのは、年間35時間の道徳の時間数を確保すること。そして質と申しますのは、道徳の授業は物事の価値観や道徳性に関して、多面的・多角的に子供の思考を深めていくこと。こういったことを狙いとして「特別の教科 道徳」となっております。

平成29年に「特別の教科 道徳」の小学校の教科書採択が行われ、平成30年度から教科書を使っただけの道徳の学習がスタートしております。吉富小学校では、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり議論したりする道徳教育の充実を重点目標として掲げ、特に善悪の判断、礼儀、相互理解、規則の尊重、こういったことを重点項目として指導をしているところでございます。

こういった重点目標を踏まえて、道徳教育の全体計画及び各学年の年間指導計画を作成し、実施しているところでございます。しかし、学習指導要領の趣旨にのっとり指導体制を整えているところでございますが、まだ十分とは言えません。そこで教育委員会といたしましても、道徳教育のさらなる充実のため、よしとみ教師塾におきまして「考え、議論する」道徳科の授業づくりというテーマで、9月に研修を実施したところでございます。

こういった研修等を通して、学習指導要領の趣旨にのっとった道德の時間の授業は、成立することを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 今、矢岡議員さんの御質問の中で、吉富町本町での道德教育の現状についてという御質問でございましたので、今教育長がお答えしましたことにつきましては、学校での道德教育の現状等でございます。

私から、教育委員会として取り組んでいること、現状を少しお答えをさせていただきます。

教育委員会としましては、平成27年度から予算をいただきまして、小学校5・6年生、中学生に対して、夢や希望を持って生きることの大切さ、困難を克服することの大切さ、そして、何より一人一人の命の大切さを実感してもらいたいとの思いで、教育講演会を開催をしております。事業初年度のゴルゴ松本氏を初め、登山家、冒険家等々の講師をお招きし、実体験を通しての講演を小中学生にいただいているところでございます。

また、5月の花畑町長就任以来、道德教育の充実につきましては、教育分野の中でも充実させていきたいと、町長と教育委員会委員とで組織します総合教育会議を初め、いろいろな場面で折に触れて言われてきたところでございます。これを受けまして教育委員会としましても、先ほどの教師塾の研修等の取り組みも行ったところでございます。

また、これは直接的な道德教育ではありませんが、朝、昼、夕の防災無線のチャイムが8月から変更されております。選曲に関しまして、童謡、唱歌等を参考にしながら実際に唱歌の中から選曲もされているところでございます。これも道德教育の大切な内容の一つであります国やふるさとを愛する心の育成にもつながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） やはり長年の時代の変遷を経てすばらしい状況があるなというふうに感じております。今後もその進取の姿勢と申しますが、実態を保っていただきたいと存じます。

次、3番の全国学力テストについて質問させていただきます。

全国学力・学習状況調査の公表を受けまして、福岡県の状況は小学校では3年連続で全国平均を上回った。中学校では全国平均を下回るも4年連続で前年より改善が見られ、小学校地区別では国語が全地区で前年度より改善、算数も伸びた地区が多く、底上げがなされたともみてとれます。

中学校は、前年度と比べ、数学が全地区で改善したものの国語は低下した。小学校は全2教科

平均が5年連続上昇傾向で、調査開始以来最高点、国語も同様に最高だった。中学校は国語と数学の平均が4年連続で前年度より改善した。

県教育委員会のコメントでは、市町村に非常勤教員を派遣するなど支援をした効果が改善にあらわれた。今後も支援していきたいというようなコメントを読みました。総体的にすばらしい状況があるのではないかと感じております。

本町におきましての問題ですが、もともとは京築は県の中では割と低いといえますか、田川に続いて低いイメージはあります。そこで県と比べてもちょっとわかりにくい、把握できにくいのかなと思って、県内地区別標準化得点での京築との比較検証をしてみたいと思っております。

これもちょっと私のPTAの現役のときのイメージですが、当時京築で下から2番目とかいう状況の学年もあったのを記憶しております。それに当時落ち着きも、どちらかという落ち着きが足りない子の世代だったように思います。それと、その前の世代はやはり成績も割合よかった印象を持っております。

その後、どうなったかというところが気になる面もありますが、まずはことしのその京築との比較において、どの辺の位置にあるのかということをお聞きいたします。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 議員御指摘の標準化得点といえますのは、平均を100点としたときの得点率でございます。本町と京築地区の標準化得点を比較しますと、その年度や教科区分によって違いがありますので、一概にこうだということは申し上げられません。

例えば、ある年度は全て本町の標準化得点がよい年もありましたし、教科によって本町が高い教科区分と低い区分もあつたりいたします。総じていいますと、京築地区の標準化得点と同程度という状況でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 悪くなかったということで安心しております。

続きまして、本町の過去6年間との比較ということで、英語が3年に1回かということも踏まえて前との比較というところが気になります。

人材育成基金をここ数年、切り崩して英語の教育につぎ込んでいるという認識がございます。これで英語の結果がよくないとなると、行政評価的な観点から悲しい結果になるかとは思いますが、その辺も含めて他教科の本町過去の6年間との現在の立ち位置を御説明していただければと思います。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 過去6年間の推移でございますが、実は6年前は標準化得点が100、

つまり全国平均と同程度か、それを少し上回る状況でございました。その次の年に下がりました。5年前。その後、少しずつ改善傾向にあり、標準化得点では国語においても算数においても、その下がったときからわずかではあります、1.5ポイントほど伸びている状況で、再び全国平均に近づきつつあるというのが小学校の現状でございます。

質的には、基礎的・基本的な内容よりも、思考力、判断力、表現力などのいわゆる活用力に課題がございます。特に国語では必要な情報を取り出し、関連づけて書くこと、算数におきましては、面積の求め方などを根拠をもって説明することなどに課題が見られております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 悪くないんじゃないかなと思っております。英語については出しにくい感じですかね。（「中学校でしょうか」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 英語、中学校の分でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）英語につきましては、まだ6年間の推移というような資料が手元ございませんので、過去の資料は国語と数学だけでございます。中学校のほうでいきますと、過去6年間、京築の標準化得点と同程度の年もありましたが、中学校においては京築の標準化得点を下回る状況でございます。

過去6年間を分析いたしますと、平成29年度が最も高くなっております。これは小学校が高いときの子供がそのまま中学校に行って高かったということでございます。

国語は横ばい状態で数学が上昇してきている状況でございます。質的には小学校と同じように基礎的・基本的な内容よりも、思考力、判断力、表現力などの活用力に課題が見られる状況です。

英語に関しましては、また調べて御報告いたしますが、三毛門小学校も入りますので、一概に小学校のこの英語の授業がどう影響しているかということについては、まだはっきりと決められない状況ではないかと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 承知しました。しかし、やはり基金を切り崩しての話ですので、そういった面も上げていかなければいけないというような気持ちは必要だろうと思っております。

次、4番のプラスチックごみ問題について質問させていただきます。

地形上、海岸を有する自治体であります本吉富町は、そこで漁業関係者からの声なんです、田辺三菱製薬の裏手に旧来の堤防がありまして、その堤防の海岸に土砂が堆積しだしてからなのか、草木がいつのころからか茂り始めたそうです。すると、ごみなどの不法投棄が続くようになってきたという現況があるそうです。

私も10年前、前後、防犯組合なるもので青パトの始まり当初から町内を回っていきまして、そのあたりもよく通っておりました。ただだけではわからなかったんですね。堤防に沿って車を走らせるだけだったら何もごみも落ちていないし、言われるまでは全く気がつきませんでした。みずからも恥ずかしい面もあるかなとは思いましたが、その堤防の海側のほうに不法投棄がふえていたということの話です。

このところ、門司の海上保安庁に監視をお願いしたり相談したりして対策に追われているという話を聞きまして、このたびの質問をさせていただくことになりました。その不法投棄、その場所での不法投棄への対応についてお尋ねいたします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） お答えをさせていただきます。

まず、前段のマイクロプラスチックごみ問題への意識というところで、まず説明、答弁をさせていただきますと思います。

現在、海洋に投棄されるごみの80%につきましては、陸地から運ばれてくるとされておりまして、その中でもプラスチックごみが大部分を占めるとされております。

このペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみが、細かく砕けたマイクロプラスチックが海や川にふえてきて、海洋生物の影響やそれらを摂取した人への健康被害の影響なども心配され、マスコミ等でも報道されておりますが深刻な問題となっており、この問題につきましては町長も深く憂慮されております。

この問題につきましては、現在福岡県におきましても、本年度より海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、福岡県海岸漂着物対策推進協議会を設置し、また不法投棄防止対策といたしましても、京築保健福祉環境事務所において管内の巡回監視なども行っておるところでございます。

田辺三菱製薬裏手の海岸の不法投棄の問題につきましてでございますが、海岸を有する本町の取り組みといたしまして、立て看板の設置による不法投棄防止の注意喚起、海岸漂着物の対応といたしまして、漁業者や関係団体、住民ボランティアとの連携による「海の日」の海岸清掃活動の実施を行っております。

また、他の箇所におきましても、山国川河川敷における環境美化清掃活動などにより環境の保全を図るとともに、不法投棄、環境美化に対する啓発を行っているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） この海岸のごみですが、ここ1年ぐらいの間に、皆さんも御存じと思いますが、ウミガメの写真あたりを契機にマイクロプラスチックごみ問題等への意識が高ま

ってまいっております。そして民間の企業においてもいろいろと取り組みが急速になされている次第でございます。

先ほどの不法投棄では、漁業関係者の話では、港内においては手製の看板の設置でも防止効果を感じているということをおっしゃってございました。そういったところも踏まえて、マイクロプラスチックごみ問題を喚起することと、この不法投棄防止問題を重ねて図ることによって、何か解決する手立てはないだろうかと思っておる次第でございます。そういったところの考え等がありましたらお願い申し上げます。御返答を。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） お答えさせていただきます。

海岸における不法投棄防止に対してでございますが、今現在、立て看板につきましては数カ所設置をされております。

議員おっしゃいましたプラスチックごみ問題に関しましては、新たにプラスチックごみ問題に対する注意喚起としての立て看板の設置、それから監視カメラ等の設置の検討なども行いつつ不法投棄を発見した際における警察への通報など、また町広報紙、ホームページの掲載による住民への海洋ごみ問題の啓発等もあわせて行っていきたいと思っております。

また、それとあわせまして、エコバッグの使用、それからリサイクルの推進によるプラスチックごみの減量の啓発なども同時に行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 視点の大きい御返答をありがとうございます。とりあえず、この不法投棄の場所の解決に向けて専門の知識や経験を生かして、ともに取り組んでいけたらと思っております。よろしくお願い申し上げます。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（是石 利彦君） 次に山本議員ですが、その前に産業建設課長から答弁がわかりやすくなりますように資料の配付依頼がございました。これを許可いたします。

事務局に資料を配付いたさせます。傍聴の方には申しわけありません。

〔資料配付〕

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 先日の吉富町敬老会、過去私が参加した中で最も盛り上げを見せて式典でした。高齢者の皆さんの喜びに対し、まずは執行部へ住民を代表して謝辞を申し上げます。ありがとうございました。

おじいちゃん、おばあちゃんには、来年も変わらぬ笑顔と元気な姿で御参加を御祈念し、今期の私の一般質問に入りたいと思います。

1番、災害時の学校給食食材の廃棄について。災害など学校休校時の給食材料の廃棄問題に、町ではどう対応・対策をしているのか、お聞きいたします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず、対策のお話をする前に、給食の食材の納品方法等について簡単に御説明をさせていただきます。

給食食材は基本的には1カ月を単位として発注をしております。そのうち米、調味料、常温食材、ハルサメやワカメ、乾物等です。冷凍食材は前日までに、そのほかは当日納品されることとなっております。

そこで、災害等で休校になった場合の食材の取り扱いですが、前日までに納品されたものにつきましては、休校日以降に持ち越して使用をしたり、次回の分をキャンセルしたり、また献立を一部変更するなどし、使用するようしております。

一方、当日納品の予定のものについては、まずパンですが、パンは前日製造ですので、2日前までにキャンセルが必要となっており、キャンセルができる場合とできない場合がございます。

野菜については、前日までにキャンセルが可能なものはキャンセルをし、キャンセルが不可能なものについては冷蔵保存をして、栄養教諭が野菜の状態等を確認し、翌日以降に繰り越しをして使用をしております。

肉については、前日までにキャンセルできることが多いので、基本的にはキャンセルをしております。できない場合は冷凍保存をして繰り越して、同様に使用をしております。

牛乳については、パンと同様で、前日製造で2日前までにキャンセルをしなければなりません。前日に休校が決定し、キャンセルできない場合は、2日後の牛乳をキャンセルをし、対応をしているところでございます。

このように、発注し納品された食材は、献立を一部変更するなどし、廃棄にはならないように対応しているところでございます。

ここ数年については、食材の廃棄はほとんどありません。ただ、先ほど申し上げましたように、パンについては2日前までのキャンセルが必要です。昨年7月3日火曜日の台風での休校時と、1月22日火曜日のインフルエンザの流行による4クラス学級閉鎖時にキャンセルができませんでした。

学校給食のパン給食は、昨年度までは火曜日ということになっておりましたので、2日前のキャンセルになりますと、金曜日に決定をしないといけないので、昨年はその2日間がキャンセル

ができませんでした。

そのうち1月の学級閉鎖時のパンは、4クラス分のパンでございましたので、教職員が数個ずつ自宅用にと買い取りをして、廃棄等はなっておりませんが、7月の休校時は、全体、学校自体が休校となりましたので、1回分が廃棄処分となりました。ここ数年では、食材の廃棄については、この1回だけとなっております。

この廃棄を受けまして、学校ではパンの日を毎週火曜日としていたところを水曜日に変更し、キャンセル期限が金曜日から月曜日となるように変更しまして、できるだけ廃棄を出さないように対応をしたところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 吉富町の場合は、一町一校であり、自前の学校での配膳、これを行っているの、比較的この問題は少ないのかなというふうには思っておったわけですが。

今、お聞きしたところパンで1回だけという、合計すればですね大変無駄なくやられているのかなとは思いますが、例えば予想がつきにくい天気とか、今後のいわゆるゲリラ豪雨とかいろいろあります。急な天候悪化などにより予想がつきにくい場合とか、事前に、いわゆる前日までにキャンセルをしないといけないものではない部分について、ある程度キャンセルするべきかしないべきかと悩むべきものもいろいろあると思うんですね。

そういうときに、例えばその日の使い回しができない食材の部分に関して、町の災害備蓄、いわゆる食品備蓄ですね。こういったものを活用できないものなのかと。町の備蓄品には、賞味期限、消費期限というのがあります。それを、防災訓練のときに消費したりとか、いろいろな行事のときに消費はしておりますが、これを例えば子供たちに、そういうときに当てはめて利用してはいかがかなと。

例えば災害備蓄品に災害備蓄食というもの、こういうものになれてもらうという、大人というのは、初めて食べるものに結構抵抗があるんですが、子供が食べておいしかったよと言えば大人は喜ぶますので、それで信用しますので、まずはお子さんに学校でちょっとそういうものを使って、町も消費期限を再利用といったら悪いんですが、そこは有効活用というふうに使っていただいた上で取り組んだらいかがかなと。これは他の町でよくあるそうですね。

ただ、うちの場合は、先ほども言われたように、基本的には一町一校で、自前で生産していますので、ほとんど必要はないと私も思っていたんですけどね。せっかく小さい町ですから、逆にそういった形で利用できないかなと。

例えば限られた学校の教育時間を使って、防災教育までしていくというのは難しいと思うんです。しかし、生活面から、こういった側面から、食の観点から災害・防災への経験というものを

積みば、これは別に悪い話でもなく、お金がかかる話でもなく、どうなのかなというふうなちょっと提案なんです。

ただし、先日私も言ったように、備蓄品の中にやっぱりアレルギー問題があるんで、これはちょっと学校のほうはかなりアレルギーに対しての対応は、今、すごいですから、これはちょっと問題点は置いておきまして、あくまでもそういった活用ができないものか。

これは、教育部局と防災部局の二つに質問になってしまうんですけど、あくまでも今は提案なので、ちょっとどうなんでしょう、お聞きします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 備蓄品につきましては、総務課が担当しておりますので、総務課で答えをいたします。

今、備蓄品につきましては、計画的に毎年購入をいたしております。アルファ米については、年間800食だっと思っておりますがしております。吉富小学校が400人ぐらいですかね。その児童にアルファ米を提供すると400食なくなってしまいますので、備蓄計画がちょっと狂ってしまうかなというところは、今現在はございます。

議員がおっしゃいます、まず食べていただいて、備蓄アルファ米というのはどういうものなのかというのを食べていただいて、こういうものが備蓄品としてあるんだよという教育というのは大切だと思います。

その目的で、現在、防災講演会に来場された方、あるいは避難訓練に参加された方に対して記念品を差し上げているところです。それは、まさにこういったものがございますよ、家庭でもこういったものを備蓄していただければという気持ちで配布しているところでございます。

子供さんにも、参加している方もいらっしゃいますので、当然子供さんにも配布をしております。ただ、給食で備蓄品を使ってくださいというところは、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 同様の御質問で、教育委員会としてお答えをさせていただきます。

今、総務課長も答弁しましたように、教育委員会としましても、現在のところ例えばアルファ米、言われるように、やはりそれを食べてみる。防災時のときの非常食として食べてという経験というのは、非常に大事な経験かなとは思っております。

ただ、通常の給食の中でそれを提供するというのは、お米は自校式で全部を炊いておりますので、お米自体も給食センターから搬入されるものではございませんので、災害等で影響を受ける部分としては、お米は、御飯については少ないかなと考えておりますので、防災教育の一環ということで、これからいろんなことを学校も含めて検討はしていきたいとは思いますが。

現状のところ、それを給食にということは、こちらのほうではお答えできかねるというか、考えてはおりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） あくまでも小学校の学校食材の廃棄についてというのが今回題材ですので、この件はまた後日やりますので。一応あくまでもそういう形で、町のほうでも有効活用をしてもらえればなというふうな投げかけでした。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

青少年のスポーツ振興について。

2020年オリンピック年に向けて、町でスポーツを通じた取り組みを行ってみてはどうでしょうか。または、何か案などがありますでしょうか。計画などおありでしたら、お聞きいたしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

2020年に向けた町の取り組みについてという御質問ですが、現状のまずお話として、現在のところは町独自の取り組みというものは、ポスターの掲示など啓発活動が主なものとなっております。

ただ、小学校では昨年度福岡県の事業を活用しまして、オリンピック、パラリンピアン等派遣事業を実施しました。この事業は、2020年東京オリンピック、パラリンピックに向け、子供たちの関心を高め、スポーツの価値やオリンピックにじかに触れさせる。この取り組みにより、子供たちの運動、スポーツへの動機づけを強化するというを目的に、県が実施したところでございます。

事業内容としましては、3年生児童を対象に、昨年10月16日に400メートル掛け4、マイルリレーで、アトランタ、シドニーオリンピックに出場しました。オリンピックの渡辺健司氏を講師に招き、早く走るコツを実技を通して体験するとともに、自身の体験談をもとに努力することの大切さを知る話をしていただきました。

また、吉富町体育協会では、東京2020参画プログラム主体登録団体等の申請をして、体育協会が申請団体となっております。吉富町のスポーツ推進委員会が定例で毎月会議を行っておりますが、このオリンピックにちなんだ取り組みができないかと検討をしているようで、一つの案としまして、来年度の吉富町の70キロウオークでロゴマークの使用をしてはというような話が出ております。

このロゴマーク等の使用は、先ほどのプログラムの主体登録団体等にならなければ使用するこ

とができませんので、そういうことを登録団体となり、吉富町の中で何かできればということで、検討をさせていただいているようなところでございます。

教育委員会としましても、現在のところ具体的な何をやりますというようなことはないんですが、この貴重な機会は町民みんなで享受し、町民がオリンピック、パラリンピックを機に、みずからがまた応援者として何らかの形でスポーツに親しんでもらえるように、体育協会、スポーツ推進委員会とも連携をしながら、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 一応町では特に大きなものは考えていないと。ただ、いろいろな取り組み、連携したものができたらいいなというような感じだと思うんですが。

ちょっとお聞きしたいのが、企画にも本来絡む話なんですけど、今回のオリンピックには、何か会場に行くのにインターネットとかで抽選みたいなのがテレビですずっと出ていましたよね。なかなか当たらないとかいう。

あれは、別個に学校自治体枠というやつがあるんですね。御存じですか。聖火リレーか、あれは吉富町は来なかった。築上町になりました。それとは別に自治体枠というのがあって、自治体と学校などが連携して応募すると優先権がもらえるというのがあったんですけど、これ、もう終わっています。締め切っています。もう随分前に。それは御存じでしたかね。

本当はそういうものも活用して、吉富町から派遣、何とか大使でも、何とか団でもいいんで、町長が団長になって、教育長が副団長になって、体協の会長が副団長になって子供たちを連れていけば、これは一生にいつかの記念になったんですけど。そういう取り組みは企画のほうでは全く今までなかったんですか。ちょっとそこを絡めて教えてもらっていいですか。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 大変申しわけないんですが、そういった企画については存じておりませんでした。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっと1番のやつは、もうこれ以上言っても仕方ないので、終わった話なので。

ただ、まだこれはオリンピックまで1年ありますので、後日、多分枠については何らかの形があると思うんです。そのときに一般の応募よりも確実に自治体とか学校で言ったほうが入りやすいのはもう明確なので。これは頭に入れておいてください。せっかくなので、子供たち一人でも二人でも。

これは、もし本当に派遣できるようになれば、そこに参加できるようになれば、ふるさと納税で吉富町の子供たちを連れていってくださるか何か出したら、絶対寄附来ますよ。お金かけずにできますよ。ぜひこれはよろしくお願ひしたいと思います。

2番の2に行きたいと思います。

まず、さっき1番でも課長が答えてくださったんですが、講演会などスポーツに関連した講師を呼んだり、スポーツ教室の開催とか、町でスポーツ大会の開催、これらの計画などができませんか。もしくはありませんかとお聞きしたかったんですが。

これは言った理由は一つありまして、先日吉富町の少年野球が全国大会に、あのときは西日本大会ですかね、今年度は。以前は和歌山県の高野山に行きましたよね。あれが高野山旗全国学童軟式野球大会という名称なんですけど、これはもともとはその地域の小さい大会ですよ。

全国に行けなかった子供たちだけを集めて、その地区の高野山が中心となって、地区が始めた大会に少しずつ周りの地区の人が集まり出して、近畿大会になって、いつの間にか全国大会になって、今やもう本当に全国大会になったそうです。

これもお金がかかるんで、どうかわかりませんが、例えばこの近隣で行っていないようなスポーツを、うちは総合グラウンドという立派なグラウンドはありますからね。何か野球大会とか、そういうサッカーとかではなくて、何か吉富町らしい大会なんかがお金をかけずに、スポーツは案外お金はかかりませんから、何かそういったものを企画したりとか提案、何かそういう計画とか何かないですかね。ちょっと一言。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず最初に、今の御質問にお答えする前に、一番目の質問でございました。国から県を通じて、オリンピックについてはいろいろなメニュー等、あるいは応募等の書類が回っております。

今後はその辺のところも十分注意しながら、教育委員会のみならず、町の執行部の中でも共有をして、機を逃さずに対応できるものは手を挙げながら、対応はしていきたいというふうに考えております。

それでは、今の町のスポーツ大会のというところの御質問になります。

まず、講演会につきましてお答えをさせていただきますが、毎年青少年向けとして、先ほど道徳教育の中でもお話ししましたが、講演会を開催し、あと一般向けにということで、年に2回の講演会を吉富町では開催しております。

毎年その講演会の講師を決める中で、スポーツ選手の検討を毎年行っているんですが、やはりここ数年はオリンピックの開催が近いためか、どのスポーツ選手についても、あるいはスポーツ選手だった方についても講師料が高額で、スケジュール調整も難しく、現在までそのスポーツ選

手の講師ということで講演会の開催には至っておりません。ただ、今年度もいずれかの講演会で、講師をスポーツ関係者でというふうに考えまして、情報収集や協議を現在も行っているところがございます。

スポーツ教室の開催といたしましては、昨年度、まず現状として吉富町とフレンドリータウン協定を結んでいます。ギラヴァンツ北九州による小学校訪問のスクール☆ギラヴァンツ事業を吉富小学校で開催をいたしました。

1月5日にギラヴァンツ北九州の選手2名が来校し、5年生を対象に実際にゲームをしたり、プロのスポーツ選手の技術を直接見たりということで、夢を持つことの大切さや夢をかなえるために努力することの大切さを知るとてもいい機会となっております。

また、スポーツ大会ということですが、まず現状です。

吉富町は、非常に吉富町体育協会の活動が盛んであります。吉富町のスポーツ事業の実施を担っていただいているのが、この吉富町の体育協会であります。この体育協会の事業に、町が委嘱しておりますスポーツ推進委員の方々とも連携をしまして、各年齢層に応じた事業を活発に行っていただいております。

大会ではございませんが、通常の活動として、まず保育園児から小学校の児童を対象とした吉富ジュニアスポーツアカデミーです。町内の保育園児を対象としたアスリートキンダー、小学校1年生から3年生を対象としましたアスリートキッズ、4年生から6年生を対象としたアスリートジュニアをそれぞれ開催し、子供たちがスポーツに親しむ機会の提供や基礎体力の向上、身体能力の開発を初めスポーツ精神の育成など、スポーツを通じた心身の育成を図っています。

これは、非常に近隣でも吉富町独自の体育協会独自の活動かなということで、保育園児の保護者あるいは小学校の保護者からも、やはりこういう体の動かし方、あるいはそういう機会を設けていただいているということはあるがたいということで、お声をいただいているところでございます。

また、大会といたしましては、一般住民を対象に、皆さんも御存じのように70キロウオークの開催や、吉富町スポーツフェスタとして8月には町民親善野球大会、11月には町民ゴルフ大会、12月には卓球大会、バドミントン大会の開催等、4カ月にわたって大会を実施しているところでございます。

特に70キロウオークにつきましては、体育協会が地域ボランティアとつくる大会ということでをコンセプトに、町民の町内の多くのボランティアの方、町外のボランティアの方がこの大会を支えていただき、たくさんの町外から来る方々、参加者のおもてなしを行っているところでございます。

先ほどの御質問で、町としてふだん、今ある野球とかサッカーとかではなく、何か大会をとい

う御質問ですが、町としても新しい大会の開催も検討していく必要もあろうかと考えます。

例えばこのオリンピックに向けて、吉富町を走る、例えば駅伝大会や町内をめぐるスタンプラリーなどです。これはまだ協議をする以前の話ですが、例えばそういうことも考えていかなければとは思っておりますが、現在この吉富町の体育協会が行っている活動を今後も支援をしながら、吉富町の住民の皆様のスポーツの環境を整えて、2020年いよいよオリンピック、パラリンピックが開催されます。

このすばらしい機会に、何か吉富町でもその実感が味わえるような機会をつくればと思っておりますので、今後も吉富町体育協会を初めとするスポーツ関係者の方々とも協議をしながら検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、いろいろ説明をいただきました。

吉富町は昔から、やっぱり体協がよくやっただいて、本当に全国大会へ行った少年野球とか、サッカーが盛んであったり、柔道、剣道、空手とか、大変昔から吉富町はスポーツが盛んなことは十分承知しております。ですから、今回もあえてこれを取り上げたんですが。

いつもは、私はどちらかという、スポーツでやっている子は上に行ける可能性があるから、勉強ができる子にお金を出して奨学金をやってくれとかいう話もしているんですが、今回は2020年オリンピックがあるので、あえてこれを言っております。

今さっきスポーツの講師とかそういう方をお呼びするのに、なかなか時間的な調整とか難しいとかいうふうな話もされておりました。そこでもあえてお聞きしたいんですが。

我が吉富町には、今、花畑町長です。花畑町長は以前は、昔はボクシング、今はゴルフで活躍されております。子供たちにとってゴルフというのは、以前はゴルフというのは、どちらかという一定の方しかされないようなスポーツというような認識ではありましたが、石川遼選手だとか、先日全英女子オープンで優勝した渋野日向子さん、笑顔でサキイカじゃないけどね、タラを食べるシーンとか、子供たちにも本当に人気ですよ、ああいう方は。

せっかくそういう方がいらっしゃる、我が町にはいらっしゃる。町長の得意分野というものを生かして、何か子供たちに対してできないか。もしくは町がスポーツでアピールができないものか。

さっき言ったように野球とかサッカーとかいうものは、どこの町もある程度やっているんですね。ただ、せっかくうちの町ではそういう方が、今、せっかく目の前にいらっしゃるんですから、今言われたようにスタンプラリーとか、いろんなこともあると思います。

でも、今、せっかく目の前にいらっしゃる方がいるので、何か町長せっかくなので、何かこの

機にどうでしょう。ちょっと町長にお聞きしてよろしいですかね。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） ありがとうございます。

そうですね、先ほど教務課長のほうが少し触れたんですけども、就任当初に駅伝大会のことを発案させていただいています。

第1区間は70歳以上のおばあちゃん、そして2区間はまた70歳以上のおじいちゃん、そして次は、3区間は幼稚園児とか。1位、2位という順序に関係なく、みんなが楽しめるような、そういう駅伝大会はできないものかというふうに投げかけましたら、ちょっと考えさせてくれということで、今、いろいろ先ほど、ちょっと答弁にも出たんですけども、そういう進捗状況であります。

私も若い時分に、中学高校で体育の教員として生徒と一緒に頑張らせていただきました。人として社会で役立つ人格を育てるには、スポーツ振興は欠かせないものだと捉えております。

昔は根性とか忍耐だ、努力だ、水は飲むな、汗をかけ、涙を流せという、こういう矛盾な環境だったんですけども。今はもう随分と科学的に練習も行われていると思っています。

皆さんも経験があると思うんですよね。炎天下の中、水を飲んだらつまらんぞと行って、言われたと思うんですけども。あれはもう本当に今考えたら恐ろしい状態で、またウサギ飛びなんか非常に危ない運動の一つだというふうに言われております。

私も実はスポーツ振興は健康なまちづくりへの特効薬と考えておりまして、1カ月ほど前でしたか、今、ゴルフの話もいただいたんですけども、九州中学高等学校ゴルフ連盟のほうから、11月に行われます韓国選抜・日本選抜のチームの監督に推挙されまして、いろいろ考えたんですけども、職務に影響の出ない範囲でならお受けさせていただきたいということを返答いたしましたら、快諾を得たところであります。

ということで、今、時代が時代で、韓国と日本は、今、ちょっと難しい状態ではありますけども、子供に何の関係もありませんのでね。スポーツを通じて両国のかけ橋になれるように、微力ではありますが頑張っていきたいなというふうに考えております。

ともあれ、今後もスポーツ振興でのまちおこし等も考えております。また山本議員ほか皆さんのいろんなお考えを出していただいて、ともにそういういいまちづくりに頑張っていければというふうに思っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、町長からいろいろお聞きしましたので、何とか町としてもスポーツの振興のほうに力を注いでいただきたいと思いますし、町長が今言われましたその韓国戦

の監督ですか、こういったものは吉富町の一番の営業マンですから、ぜひこれで顔を売っていただいて。

できれば渋谷日向子さんですか、うちの吉富町の講演会にでも呼んでいただけるような人脈を使っていただいて。この子が今来れば、もう子供たちは全員参加すると思います。大人気になると思います。多分町民もみんな来るんじゃないでしょうか。そこも精一杯町長として営業マンとして頑張ってもらいたいと思って、3番目の質問に移りたいと思います。

地方創生5事業の検証と今後について。

地方創生5事業の検証をどう考えているのか。5事業を分割した時点で、事業を進める主体、いわゆる事業者がなくなってしまったのではないかと。本来は、まあ、ここにも資料はあるんですが、相互が補完しながら一緒に進んでいくのがもともとの当初の計画だったと思うんですが、いつの間にやら5事業が何か一つ一つ全部ばらばらに聞こえてしまうし、実際そうなっているように見受けるので、そこら辺についての説明を求めます。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず最初に、この5事業が何であるかということをもとに述べたいと思います。

一つが交流マルシェ、次にチャレンジショップ、それから創業支援スクール、4つ目が空き家活用店舗、最後が事業継承組織の設立というこの5つが5事業でございます。

現在、この5事業に対して取り組みを行っているところでございますが、それが一つ一つが分散してしまっているのではないかと御指摘ではございますが、その一つ一つが連携をするという形で、最後はこの5番目の事業継承の組織、まちづくり会社の社長、核となるそういった組織をつくり上げることが最終目標、これに向かって、今、進んでいるところでございます。最終的にはこれが全部整うというような形でやっているところでございます。

それでは、この5事業について、これまでの流れと申しますか、それについて述べさせていただきます。

まず、こういったこの5事業の検証についてなんですが、この5年間という計画期間の中で、あらかじめ策定しましたスケジュールに沿って進めているものでございますが、計画期間中の毎年度末に、その年度の予算の執行状況や事業の進捗状況、それから成果などをまとめました効果検証資料というのを作成して、振り返りを毎年度行っておるところでございます。

さらに専門的・客観的な立場から助言や指摘を受けるため、まち・ひと・しごと創生の有識者会議等、議会の全員協議会におきまして、その内容を報告し、御意見をいただいております。

それと、この検証資料につきましては、町のホームページにおいて公開をしているところでござ

ざいます。

詳しい内容について説明をしたいと思います。

まず、産業建設課関係では、交流マルシェ、チャレンジショップ事業、それから創業支援事業を継続して実施しておるところでございます。

交流マルシェにつきましては、年々その開催が知られるようになりまして、町内外からたくさんのお客さんに来ていただいておりますが、会場が屋外での開催ということもありまして、天候によっては集客に変動がっておりますが、午前中には商品が完売する店もありまして、各回ともに盛況で、今後も吉富駅前のマルシェとして充実した催しとして、定着させたいと思っております。

次に、チャレンジショップ事業につきましては、昨年、チャレンジショップ1号店のアンドカフェが町内に店舗を構えまして、チャレンジショップのときと同様にオープン当初から行列ができる状況にございまして、今年度は2店舗が3年目を迎え、町内の物件探しを現在進めているようでございます。町内での出店を期待しております。

このチャレンジショップにつきましても、来年度の新規の出店の問い合わせが多く、本町の創業支援策として認知されていることから、町内への出店をきっかけとしてチャレンジショップの3店舗の有効活用を今後も継続していきたいと考えているところでございます。

最後に創業支援スクール事業につきましては、参加人数が平均15名ということで、若干期待していたよりも参加者の数が少ないと感じるところではございます。

また、現在までスクールの受講者で実際に卒業生が創業したという方は1名となっております。今後も創業に向けて申請準備をしているという方はいらっしゃるようでございますので、町内での開業を期待しております。

創業支援スクールにつきましては、受講しやすい講義といたしますか、あと創業経験者の体験談なども参加者の興味を引くようなカリキュラムは組んでおったんですが、今後は県や国や京築の4つの町が実施しているこういった創業支援セミナー等の活用も検討していく必要があるんじゃないかなと考えているところでございます。

一方で、企画財政課で実施しております空き家活用店舗、それから事業継承組織の設立、この事業につきましては、端的に申し上げますと1年ほど進捗がおくれてございます。

まず、空き家活用店舗事業につきましては、複数の空き家所有者の方と交渉は進めておりましたが、折り合いがつかない状況もございまして、今現在膠着状況となっているところがございます。

さらにこの事業の実施主体として想定しておりましたまちづくり会社、こちらが事業の継承組織となるわけなんですけど、この設立に当たり進めてきました社長の選考につきましても、その手

法などについていろいろ協議が難航したということもありまして、実質的にはこの2つの事業が連動して停滞しているというか、滞っている状況となっておりますのでございます。

しかしながら、今年度は、まずは社長の選考、そして会社の設立に向けて取り組みを進めていきたい。最後にこのまちづくり会社がこの5つの事業を総まとめしていくという形で進めたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 長い説明ありがとうございます。なんか時間はあんまり使わんでね。

それで、今まで聞いた内容なんよね、今言った説明というのは。結局さっき言ったように5事業が分割されて、最初から最後はまとまりますよというのは、あくまでもまちづくり会社ができたらという話なので、そのまちづくり会社が見えない以上は、今、それが統合されないし、実際は空き家だった、行っていない。

創業支援スクールのほうだって、結局起業した人は1人。結局連携はされていないんですよ、全部ばらばらなのね。これが現状なんですよ。

例えばマーケティングプロデューサーという方を本来はつくといい、その方がまちづくり会社の社長になるんであろうという説明で我々は受けてきて、それで3年間で約3,000万円たしか使ったのかな。毎年1,000万円ずつぐらいで。それってどうなるわけ、このお金は。そこがちょっとよくわからん。いまいちわからない。

そして、この事業を今やっているのは、委託会社イメアという会社かね、何やったかな。アイデアさんか。という会社なんだけど、これでずっとやっていくわけ。これはもう5年で終わりでしょう。

今さっき、県のセミナーを活用しようかと、今検討していると言うけど、本来平成31年度で、ここでいうと平成31年度はもう既にまちづくり会社に移行されているものなんよね。

それを、今さらそういうことをやっていいんかなと思うんやけど。ちょっとこの……。これは見たら、契約もそのアイデアさんという会社があったり、違うもう一つの会社があったりで、4年間のうちに2社で入れかわり、入れかわりみたいな形になっているよね。今、ここ、契約先というのが。それもどうなのかな。

この5年間でやろうという場合は、大体1社で随契で5年計画でやってくださいよというふうにするものだと思うんよ。もちろん1年目でどうしてもおかしいから、ちょっとここじゃだめだと変えることもあるかもしれん。

でも、見ると2回ぐらい変えているよね、変えて、変えて。要は1個の会社がずっとやってい

ないんです、吉富町の駅前事業というのは。私たちは地方創生交付金、駅前の集客事業という形でずっと5年間やっているものと思っていたら、実はやっている人は違うんです。1年ごとに違うんです。

これで継続した町ができるのかなと僕は思うんですよ、その集客するというものがね。そこら辺の説明はわかります。何でそうこころろ変えなければいけない状況になってしまったのか。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

○議長（是石 利彦君） 明確に。

○企画財政課長（奥田 健一君） はい。確かに事業の1年目、2年目につきましては、まず最初、1年目のときには公募でコンサルを決めました。そのコンサルにこの5年間の事業をということでの見通しを立てていただきました。

ただ、契約につきましては、単年度ごとの契約で進めますということの条件をつけてございました。その関係で、1年目が終わった段階で、2年目の契約を結ぶときに、これも1年目の実績を考慮いたしまして、事業の継続性ということも考慮いたしまして、2年目は随意契約で同じところに契約をさせていただきました。

ただ、その業者といいますかコンサルと協議を進めていくに当たって問題になっているのが、先ほど言いましたまちづくり会社の核となる人物を育てていくという分野のところにつきましても、そのコンサルのほうにお願いしておったわけですが、なかなか内容の固まったものが出てこない。2年が過ぎようかというところでも、ちょっと曖昧なといいますか、余りこちらの希望するとか、要望する程度に達していないなというようなそういった感じでございました。

その関係で、3年目の事業に入るときに、いろいろ町でも検討いたしまして、またそこに随意契約としてお願いするのか、さらにそうではなく、町としてこの5年間の事業をやっていく——3年目になります——真ん中のちょうど重要なところでございますので、一度そこで町の本来やりたいところのことをしっかり伝えて、それをやってくれるコンサルを探したらどうかということになりました。

またそこで、3年目の頭で公募型の応募を行いまして、実はそこで、今、名前も出ましたアイデアさん、アイデアパートナーズが今やっています。それは3年目の契約でございます。

4年目の今につきましても、同じようにさらに事業を進めていただきたい、1年目の実績をもとに進めていただきたいということで4年、今でもそのアイデアパートナーズをお願いしているところでございます。

ただ、何が最初と違うかといいますと、最初の1年、2年目を行いましたコンサルには、この今の5つの事業について委託を行いました。3年目、4年目のコンサルにつきましては、今、産

業建設課のほうでやっております3つの事業につきまして委託をしておりますところでございます。

あと残りの2つにつきましては、企画財政課のほうで、人選等空き家の活用の店舗とかいうのも企画財政課のほうで、直営で職員のほうで対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。急いで。

○議員（5番 山本 定生君） はい。わかっていますよ。

実際、きょうの一般質問の中で、この後の残り期間の方向と計画終了後の方向性というやつを出しているんですが、これは先日、町長からこの5事業については全協で逐次報告しなさいというので、今後、報告書案は私たちに説明があるということですので、そこでまた詳しくお聞きしたいと思います。

というか、多分今聞いても、今の話をそのまま言うだけなので、これ以上聞いても時間がもつたないのですね、申しわけないけど。あと詳しい内容はそこでお聞きしたいと思います。

それでは、4番の漁港航路浚渫遅延への見通しと責任についてに移りたいと思います。

漁港航路浚渫事業決定2年の遅延について。

この事業の遅延についての説明、そして事業の現状、見通しの説明、要は浚渫が始まりましたが、これがこの後どうなるのか。その辺の説明を端的にわかりやすく時間がないので早く言ってください。お願いします。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、遅延につきましては、平成29年7月5日から6日にかけての西日本豪雨以降、単独航路がカットされ、埋塞したことで、漁船の航行ができず、漁業活動が制限される事態となり、その状態が約2年間続いております。

それは、さきの議会でも申し上げましたように、漁業協同組合、元組合長の庁舎内での発言をきっかけに、元町長の決定により浚渫工事を行わず、また平成30年度の国庫補助要望も実施しなかったことから、平成30年度においても浚渫工事を実施いたしませんでした。

その後、平成30年11月22日、水産庁へ県水産振興課長並びに係長にも同席いただき、浚渫を実施しなかった経緯と水産庁へ御迷惑をおかけしたことのおわびとあわせ、平成31年度浚渫事業実施のための事業費の要望をした結果、補助金の内示をいただき、令和元年度事業実施に至り、現在浚渫工事を実施しているところでありますが、着手までに2年を要し、漁業者には大変御不便をおかけしたとともに、各関係機関にも大変御心配と御迷惑をおかけし、大変申しわけないというふうに思っている次第でございます。

今後、8月28日の山国川の増水により、航路に新たに堆積した土砂の取り除きを含め、安全

な航行の確保に向けて全力で取り組まなければならないというふうに考えております。

また、今後の見通しにつきましては、今週金曜日、8月20日までが小祝漁協のノリ業者との関係で工事が一旦中断することとなります。再開につきましては、来年2月のノリの状況を見ながら、3月に工事を再開をするという方向で請負業者とは協議を済ましているところでもありますし、また、本町の漁業協同組合ともそういった方向性で実施したいということで了解をいただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回、平成31年度当初予算に計上された事業決定後、工事開始まで遅延について、予算を執行された後に、この4月に本来ならばすぐにでも着手すれば、工事のほうもう少し早くできたのではないかなど。普通であれば、4月に入札準備をかければ5月から6月で入札の開始、すぐに工事に入れたんじゃないかなと思ったんですが、何かかなり遅くなったんで、この遅くなった理由というのはなんかありますか。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 予算が議決いただいた後の事業の着手についての遅延について、今御説明申し上げます。

先ほど、追加として資料を配付させていただきました。事業申請から工事着手までの流れを記載、列記しております。まず、平成31年3月議会におきまして、水産基盤の機能保全事業の吉富漁港単独航路浚渫工事を議決いただき、工事の着手までの経緯について列記しております。少し、それを説明させていただきますと、31年3月5日に県へ水産基盤の関係の事業認可のヒアリングを実施いたしました。31年の4月1日付で、4日に補助金の割り当て内示があり、その後8日には県へ補助金の交付申請をいたしました。4月25日付で補助金の交付決定通知を5月15日に受領し、その後、指名検討委員会それから実施設計の決裁、指名業者への指名通知等を実施し、5月21日には豊前海の漁業協同組合長に事業同意についての協議をし、事業同意をいただきました。

その後、門司海上保安部への協議として、その事業を実施する上での協議書を提出し、また福岡県へは一般海域使用協議書を提出、また5月30日には門司海上保安部より水産物供給基盤機能保全事業の協議についての回答をいただいております。

その後、6月4日に入札をし、岡本土木株式会社が落札し、そのほかの業者については技術者が配置が困難であるということで辞退との回答ございました。

以降、6月5日には、県により一般海域の使用承認の受領をし、6月10日には岡本土木と請負仮契約、6月11日には工事請負契約についての議決をいただき、以降、大分県、吉富町が発

注しています関係で、浚渫工事についての調整会議……いいですか。6月19日以降は、業者が門司海上保安部へ着手届、また大分海上保安部へも着手での測量の許可申請等々があり、実質的な工事の着手が7月9日になった次第でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員、コメントだけ。

○議員（5番 山本 定生君） 濟いません。もう、せっかく資料をくれるなら、見てのとおりと言ってもらえれば大分時間は省けたのかと、そのための資料じゃないかなと思ったんだけど、結局時間がなくなりましたので3問目行けませんので、一応これにて終わりたいと思いますが、最後に職員の皆さんにお願いです。

皆さんが何をしたいかなのではなくて、住民は何を困っているのか、何が足りていないのか、どうすれば幸福に住めるのだろうかを、いま一度考えて行政運営をこれからも頑張ってもらいたいとお願い、私の一般質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） おはようございます。私も、4カ月になりましたが、まだなかなかこういう席で発言するのが慣れていませんが、お聞き苦しい点があるかと思いますが御了承ください。

では、まず第1番、本町の町有地の有効的な利用や活用についてです。

人生百年時代が到来する日本、少子高齢化が加速する中、あらゆる世代が生きがいを持って元気に暮らしていける、継続可能なまちづくりが必要です。その中で、行政が果たす役割は特に重要です。しかし、現在各市町村の財政は厳しくなっております。今後、本町も下水道事業や各事業を進める必要があります、将来的に安心できる財政ではありません。

そこで、本町の財産であります町有地の有効的な利用または活用していくことを検討する必要があると考えます。まず、宅地として活用できる町有地を探し、総合的に判断して、住民の意見を聞き、皆様に受け入れられる方法で利用を進めることが大切ではないかと思っております。

少し古い資料なのですが、私が調べた資料の中で平成19年12月策定の吉富町財政健全化計画によりますと、町有地の宅地分譲による財産収入と題して、5カ所の宅地分譲とほか2件の売却用地が計画されておりました。第四次吉富町総合計画中期基本計画の中でも、未利用町有地の売却、十分に活用されていない町有地について、定住化を促進するために住宅用地としての活用を進める。また、町の企業立地奨励金、企業立地促進法に基づく課税免除制度の周知を行い、既存の企業の拡充や町有地並びに民地への企業立地を促進しますと記しております。

町有地の宅地分譲による財産収入の基本計画はどのような事業展開がなされ、実績が図られたのか答弁をお願いします。

また、直近の例としまして、直江県営住宅跡地の再利用計画です。ここは、現在もう下水道は完備されており、周辺の土地も考慮して、民間の力を使い地域開発を進める活力あるまちづくりを推進し、ひいては税収増、人口増の一環として考えていただけたらと思いますが、本執行部の答弁をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

町が所有する財産、公有財産と呼ばれておりますが、この公有財産には行政財産と普通財産に大きく分類されるものでございます。そして、その管理や手続につきましては、それぞれ地方自治法に具体的に規定されておるところでございます。

行政財産とは、公用または公共用に供し、または供することを決定した財産を言います。町が事務または事業を執行するために直接使用することを目的とする、例えば役場庁舎などの公用の財産と、あと住民の一般的共同利用に供することを目的とする道路や公園などの公共用財産がございまして、その分は貸し付けは制限され、売却はできないこととされております。

なお、こういった行政財産につきましては、担当各課がそれぞれ管理を行っておるところでございます。

次に、普通財産ですが、これは行政財産以外の公有財産のことでございます。行政財産とは異なりまして、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではありませんで、主として経済的価値の発揮を目的としておりまして、間接的に行政執行に貢献させるため、管理処分されるべき性質を持つ財産を言うものでございます。

具体的には、普通財産であります土地を貸すことによって得る地代や、土地を払い下げることで得ます代金などによって、財政に寄与することになりまして、民間と同様に管理し所有する財産を指しておるものでございます。

この普通財産につきましては、企画財政課が管理をしておりますが、現状のまま利活用できる物件もあれば、例えば道路の残地であったりとか、急傾斜地であったりとか、山林などのような単独でこのままの状態での利活用の方法では制限されるというような物件も管理しておるところでございます。

現在、企画財政課が管理しております、例えば1,000平米以上の物件というふうになりますと、町内に7カ所ほどございます。別府の山林とか、天仲寺山の南側の旧とみやま前のところとか、天仲寺山の南側の急傾斜地の下段のところ、それから鈴熊山の一部です。それから、今、話にもありました県営直江団地の跡地、さらに旧玄光院ゲートボール場跡地とか、同じく旧玄光

院のグラウンド跡地などがあります。

この公有財産の利活用なのですが、平成21年に策定した、実は都市計画のマスタープランというのがあるのですが、それに基づいた土地利用の基本的な方向性、そこを踏まえまして周辺地域との調和を図り、立地環境のよい物件につきましては民間売却に今取り組んでおりまして、購入に関する問い合わせは数件ではございますが、具体的な手続までには至っていないというのが現状でございます。

現在、整備しております後期の総合計画を踏まえまして、先ほど言いました都市計画のマスタープランの地域別構想における土地利用の実効性を高める上でも、各課横断的な調整を今後図りまして、また、人口や産業の動向と、それに伴い発生するであろう土地利用の需要等を見通しまして、地域住民や有識者からの意見も聴取いたしまして、民間活力の導入等も考え、こういった課題解決につなげていきたいと考えておるところでございます。

今後は、先ほども言いました民間が有するすぐれたアイデアやノウハウを生かせる場の提供にとどまらず、民間資本の導入を推進する仕組みづくり——例えばPFI事業とかいうのがそうなのですが——を行うことによりまして、従来の行政手法では生み出せなかった住民サービスによるにぎわいづくりですか、そういったものの創出や、移住定住などが期待されるものでございます。

先ほど、具体的に出ました直江の県営住宅の跡地につきましては、今現在、町有地にはなっておるわけでございますが、県のほうにまだ今、まさに工事中なのですが、住宅が建っておりまして、それを完全に撤去いたしまして更地になったところから本町のほうが利用ができるというような展開になりますので、現時点ではまだそういった事態に至っておりませんので、今後の活用については、まだまだこれからの検討ということでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） よくわかりました。先日の一般会計決算予算の中でも、税務課長のほうから31年度は少し住宅が少ないのではないかという話がありました。消費税が増税する本年は、多分駆け込み需要があるんじゃないかなと思ったんですが、本年はちょっと少なかったということで、多分吉富町には住宅として利用できる土地が少ないのではないかと考えております。

また、さっきの直江の話ではないんですが、町有地と絡めてその近くにあるような土地やらそういうことの場合を、民間の力を利用しながら少し広げて、町が少しぐらい勧誘ができるようであれば入って、後の問題にもなるんですけど、定住を促進ということで住宅がたくさんできればいいのかなと考えております。

また、先ほどの話で企業もやっぱり来ていただけるとよいのではないかと思います。現在、町で販売できるというか活用できるような土地というのは、具体的にはほかに考えてはないのでしょうか。お答え願えますでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

現在、町といいますか、企画財政課のほうで管理している普通財産というふうに言いますと、先ほど言いました1,000平米以上のところで7カ所ほどありますということで答弁させていただきましたが、企業立地というふうな形になりますと、どうしてもやはり最初に必要なのが都市計画のマスタープランにのっとりた形の整備ということが重要になります。

そういった場合に、なかなか今言いましたこの7カ所で、企業をそこに立地するというのは条件的にも厳しいものがあるかと思えます。企業立地につきましては、民間の土地を活用するというようなことにもなろうかと思えます。

そういったときに、町がどこまで関与していくのか。また、民間の資本や活力等をどういうふうに取り入れていくのかというのは、今後の検討課題かなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） よくわかりました。この町有財産の有効利用というのは、後の質問で私が出します定住化の取り組みにおいても大変大事なことだと思います。これは、人口増加だけではなく税収の増加にも寄与しております。いま一度町有地を洗い出し、想像力を働かせて新しいアイデアを生み出して、魅力あるまちづくりのために今後の利用方法を考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

定住化対策の効果と問題点。今後の定住化に向けての新しい政策についてです。

2014年第二次安倍改造内閣発足と同時に打ち出された地方創生、人口減少や地域経済の縮小、東京一極集中を解決するために進めてきた第一次総合戦略が19年で最終年度を迎えます。だが、その成果は思わしくないと思います。生産人口は、15年と18年を比較すると、1,700超ある市町村の中で増加したのは、わずか109地区です。地方の人口減少に歯止めはかからず、都市部への集中は現在も続いております。

私の調べたところによりますと、第二次吉富町財政基本計画の目標として、第四次吉富町総合基本計画中期基本計画では3つの重点プロジェクトを設定し、まず住宅環境整備や教育、子育て支援、定住化支援を実施する。1、小さくとも輝く暮らしの場づくりプロジェクト。2、小さく

とも輝くコミュニティーづくりプロジェクト。3、小さくとも輝く企業雇用の場プロジェクト。この3つのプロジェクトにつきまして、定住化に向けた施策の中で、全て必要だと思います。

また、平成31年までを基本計画の期間とした、まち・ひと・しごと創生戦略に基づき、企画期間中は集中的な取り組みとして地方創生の実現に向け、さまざまな事業を積極的に展開すると記しております。具体的な設定金額は、事業ベースで2億円を設定し、平成31年までに集中的取り組み期間としてはこの範囲内で特別な財政出動を行うと事業にあります。

現在までの定住化対策として、執行部の取り組みまたは予算別の実績と特に効果を答弁願います。お願いします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今、議員さんおっしゃいましたもろもろの事業につきまして、企画財政課のほうで実施しておる定住化事業についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、平成18年度から定住化奨励金制度というものを開始いたしまして、これは町内に居住用の住宅を建築、購入した方に対しまして固定資産税相当分を奨励金として3年間交付しておるものでございます。

平成30年度までの13年間で、新規の家屋の取得者、件数で行きますと274件がございまして、奨励対象としてその件数を認定し、奨励金を交付しておるところでございます。なお、この制度につきましては、社会資本整備総合交付金の対象となるものでありまして、国の交付金を一部活用して実施をした事業でございます。

さらに、平成27年度に、先ほど議員おっしゃいました、策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、移住定住施策のさらなる充実を図る目的で、平成28年度から新婚世帯家賃の補助制度と、空き家バンクの制度を創設したところでございます。

さらに、この空き家バンクに登録された空き家を対象に、改修それから清掃の費用と仲介手数料についての助成制度を設けまして、現在利用促進を図っておるところでございます。

これらの制度について、近隣の不動産業者を中心に広く周知を図りました結果、新婚世帯については、平成28年度から平成30年度の3カ年で58組の申請がございました。そのうち、町外から転入した数は累計110人に上ります。

空き家バンクにつきましては、家屋や土地などの不動産が絡む個人の不動産になりますから、絡む話もございまして、制度開始後なかなか動きがございましたが、現在継続的な周知によりまして、利用等のメリットが徐々に浸透いたしまして、現在までの累計での物件の登録数なんですけど、10件の登録がされておるところでございます。

さらに、平成30年度までの補助金の活用の状況としましては、改修や清掃の費用が3件、仲介の手数料が1件、それぞれ申請があつておるところでございます。

新婚家賃の補助制度、空き家バンク制度ともに、継続的に取り組みやお問い合わせや相談を受けておまして、制度の浸透と効果を実感しているところでございます。

企画財政課で予算措置を伴うものとして、今申し上げた3つの事業を移住定住の施策として打ち出し、推進をしておりますが、これらの制度につきましては時限を設けておまして、継続をするかしないかを定期的に検討することになってございます。現在では、どの制度も一定の効果を上げているというふうに認識しておりますが、事業のいま一度の効果や財政状況等も鑑みて、適切な判断を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

この定住化施策なんですけど、移住者や転入者を獲得するというだけでなく、もう既に長くこの吉富町に住んでいらっしゃる方々も含めた全町民、全ての町民に対して住みよい町づくりをするべきではないかと思っておるところでございます。

議員の御質問にもございます問題点や、新しい施策、政策という部分に絡んでくるんですが、補助金や助成金頼みのこういった移住定住の政策というものには限界がございます。それらの政策を契機として移住者を呼び込んでくるというのはいいんですが、その後が、これが本題になるものかと思っておるところでございます。

現段階では、具体的に説明ができる新しい施策というのはないわけですが、例えば既存の公共施設とか町の町有地などを活用して、住環境や生活のクオリティの向上を目指す取り組みとか、駅前のチャレンジショップなどのにぎわいをさらに加速させるような取り組みなど、即効性はないかもしれませんが、長い目で見て効果を実感できるような事業を、これを切れ目なく行っていくことで、おのずと町の魅力が向上し、全体として住みよい、住みたい町になるのではないかと思っておるところでございます。

さらに、福祉政策の推進、子育て世代、男女ともに安心して働き、子供を生み育てることができ、そういった環境づくりを目指す。そういった信念を持って、各種施策を立案実施していくことが、ひいてはこの定住化、吉富町の人口増につながるものだと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） よくわかりました。

新婚家庭応援制度、この制度は大変いい制度だと思いますが、私の調べたところによりますと、隣の上毛町、豊前市でも同じような政策を行っています。先ほど課長が申したように、お金でどうにかするというのもう限界があるのではないかと考えています。

そこで、吉富町にしかないというか、あるものでJRの駅があります。先日、私がテレビで見えておまして、長野県のある町、新幹線の駅なんですけども、そこは関東、特に東京、神奈川の通

勤者というか新幹線を使って通勤する方を定住と呼び込んでいました。話を聞くと、定期券の3分の1を助成すると、そのような制度もありますので、やっぱり一番大事なのが働く世代に来てもらうことが吉富町にとって大切なことではないかと思しますので、JRで例えば博多、小倉に通勤・通学——特に通勤ですね——という方たちに住んでいただいて定期券の助成をしてやるとか、そういう制度が新しく設けられたらと思いたいますがいかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 定住化施策、人口をふやしていくというのに当たってのいろいろな施策は考えられるところでございます。

今、議員さんおっしゃいましたようにJRでの定期券の助成をというのも一つの施策かも知れませんが、町として、先ほども言いましたように新しい取り組みについてはまだ結論が出てはおりません。いろいろ施策については今後検討していきたいなというふうに考えてございます。参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 定住化でもう一つ大事なのが、住環境の整備だと思います。特に大事なのが、上下水道ということで、今後の、一番最初に始まったときよりもかなりおくれています。現在の、今後の下水道の、どれぐらい進んでいくのか。おおよその予想というか、どこらへんまで行くのかなということで教えていただけたらと思っております。来年度ぐらい、あと1年ぐらいかけてどの辺かなということでお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。このまま行きます、どうぞ。

○上下水道課長（和才 薫君） 下水道の進捗についてということでございますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、当初下水道がスタートする時点におきましては、とうに完成をというぐらいの予定だったと聞いております。現在につきましては、下水道につきましては吉富町の住宅地、町内全域をカバーできるのは令和17年度をめどに全域をという形で今、努力をしているところでございます。

現在につきましては、全体の約53%、場所で言いますと旧10号線を南に越えまして広津上から幸子古地区を今現在やっている。それと、上っていきますと今吉地区の神社の周辺を今現在やっている。そして、さらに上りますと鈴熊池、楡生鈴熊地区になりますが、鈴熊池の周辺。それと、土屋の村中を近年工事をしているというところでございます。

今年度におきましても、今申しました地区を6地区、下水道工事をする予定にいたしております。

定住化につきましては、当然本課におきましても、若い方たちが吉富町に宅地を求めるときに、

当然不動産の情報といたしまして周辺の道路が整備されているか、公園があるかと同時に、上下水道が完備されているかというのは一番大きなチェック項目になっていることと認識をいたしております。

本課につきましても、今のところの予定は令和17年度となっておりますが、職員、お金、集中と選択をもちまして、ぜひこれが前倒しで全域整備ができるように本課も務めてまいりますし、併せて財政部局との折衝も行い、なるべく早期に全域が達成される方向性に向けて努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 最後です。3回終わりましたので、意見だけどうぞ。

○議員（2番 向野 倍吉君） 定住化に向けて、最重要課題として下水道、上水道の整備がなくてはならないものだと思います。限られた予算の中でさらなる効率的な運営をしていてもらいたいと思います。

以上です。

.....

○議長（是石 利彦君） 暫時休憩に入ります。再開は13時といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時03分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に。再開いたします。

中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） 議席番号3番、中家です。それでは一般質問をしたいと思います。

大きな項目で、広域行政のあり方について、それから別府団地の安全対策について、質問をさせていただきます。

まず、広域行政のあり方についてですけど、花畑町長は町政を担うに当たって6本の大きな柱を掲げました。それは、福祉の充実、思いやりあふれる町を、教育スポーツの充実を、広域行政のさらなる推進を、漁業・農業・商工業の発展を、女性が生き生きと活躍する社会の実現を、古き良き伝統文化の継承をという6本の柱です。その3番目に掲げられた、広域行政のさらなる推進をとして、周辺自治体としっかりと向き合い、心合わせをしながら私たちの町だけではできないことを近隣の町との広域ネットワークを積極的に活用し、より魅力あるまちづくりを目指しますということでした。今回のこの広域行政のあり方について、質問するにあたり、まず、今回の9月議会におきましても、最初の議案として、定住自立圏形成協定の締結もしくは変更または当

該協定の廃止を求める旨の通告に関することをするという条例を上程されました。まず、この一番先にこの条例を制定して広域行政が大事だということで質問したいと思っています。①現在行っている共同の事業について質問します。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。現在行っている共同の事業にということでございます。地方自治法第284条に規定する、一部事務組合及び広域連合は、市町村の行財政能力を充実させ、日常生活圏に合致した行政主体を構築していくために、行政課題に的確に対応できるよう事務の効率化をすることが有効な手段としているところでございます。行政サービスの充実に向けた取り組みについて。各市町単独では処理することが困難な事務や共同で処理することにより、効果的・効率的に実施することができる事務など、さまざまな行政分野にわたって、一部事務組合等による事務の共同化が展開されております。

本町が連携する一部事務組合としては、広域市町村圏事務組合ですね、もう一回言います広域市町村圏事務組合、吉富町外一市中学校組合、豊前市外二町清掃施設組合、吉富町外1町環境衛生事務組合、京筑地区水道企業団などがございます。なお、広域連合では国民健康保険や後期高齢者医療保険を代表とする医療保険分野における県単位別、介護保険事業における地域単位別というものがございます。また総務省における定住自立圏構想推進要綱や連携中枢都市圏構想推進要綱など連携の協約の締結によりまして、県域の中心市と、近隣の市町村と従来の共同処理に基づく事務負担だけではなく、地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議して地方自治法に裏づけのある政策合意によりまして、都道府県境を越え医療や福祉、教育や産業振興など、生活機能の強化充実、魅力ある地域形成の相互連携が展開されております。本9月定例議会において中津市を中心とする九州周防灘地域定住自立圏への加入につきまして協定書の締結における手続に向け条例案を上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） はい、わかりました。今、内容言われましたけど、②の現状の課題・問題は。を問います。

○企画財政課長（奥田 健一君） 現状の課題・問題点でございますが、行財政の能力を充実させ、日常生活圏の広域化に対応した行政主体を構築していくためには、事務の共同化について検討することが必要と考えますが。その際には事務の共同化にはそれぞれ、メリットやデメリットがあることを十分に踏まえる必要がございます。地域の特性に応じてメリットやデメリットの現れ方に違いがあることを踏まえ、それぞれの地域の地理的条件や日常生活地域圏での結びつきの状況などについて十分な把握と分析を行いまして、その上で具体的にどのようなメリット・デメリ

ットが生じるかを認識し、目的や目指すべきビジョンを明確にして議論を深めることが重要であると考えます。

本町では、これまでに時代の流れや住民の利用需要に対応するため事務組合を構成し、施設や設備を設置し、共同運営を展開している状況であります。この施設や設備におきましては、経年劣化による老朽化が進み、改修や更新が必要となる一方で、施設の維持管理に投資可能な財源が縮小されるなど、公共施設等を管理する、この間に、公共施設等の管理を取り巻く状況と言いますか、それが年々厳しくなっているのが課題でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） 先ほどもちょっと言いましたけど、町長が周辺自治体としっかり向き合い、心合わせをするというふうにさきほど紹介させていただきました。私が感じていましたところによりますと、吉富町周辺の自治体との交流が全てではないですけど、ちょっと足りなかったというふうに感じたことが何回かありました。もちろん定住自立圏構想には参加してませんでしたし、他の近隣の市町村と共同する等も足並みがちょっとそろってないんじゃないかということも若干ではありますが感じておりました。今回の議会において、定住自立圏形成協定の締結ということで、一歩進んだと思っております。これは中津市との協定を結ぶわけでございますけど、これから豊後高田市、宇佐市、上毛町、豊前市、築上町、この自治体と関係を持って確実に進んでいってほしいと思っております。

先日の説明によりますと、この議会で議決されれば12月議会に協定案を提出して、それから各種施策に一步一步進んでいくという感じでございますので、そういう形でもよろしいんですか、ちょっと確認。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。議員のおっしゃるとおりでございます。この9月議会にまず協定案の議決を求める案件を上げまして、その御議決をいただいた後、12月議会において協定案等の締結内容の御審議をいただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） それでは③の今後の取り組みについて、そのほかの面でももしあればよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。今後の取り組みなんでもございますが、本町におきましては住環境が整備・充実する一方で高齢者等世帯への継続的な公共サービスを確保し

ていくためには、各市町単独では処理することが困難な事務や共同で実施することにより、行財政能力の補完や効果的・効率的に実施できるなど、この一部事務組合等による安定的な資金が供給できる体制や地域のさまざまな主体が共同する仕組みづくり、こういったものも事務の共同化により確保される部分もあるわけでございます。相互に足りない部分は相互で補い、広域で対応すべき部分は広域で対応するなど、再考すべき時期を迎えたときに近隣で手を合わせ、共同で協議できるように取り組みまして、スケールメリットの発揮による事務効率化や行政サービスによる財政の効率化を見据え、共同の事務のあり方についても探っていきたいと考えているところでございます。

市町村の行財政能力の充実や広域化する行財政需要等に対応する方策としては、事務の共同化の必要性が挙げられますが、それぞれの地域に最も適切な方策を選択するため、この両者の位置づけについて定期的に、周期的に考えていく必要もあると思います。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） 何度も言いますけど、周辺自治体としっかりと向き合って協議して進めていっていただきたいと思っております。

それと、広域合併というと、広域行政と言われますと、自治体の合併等についても語られることがあります。そのことに関してもしよければ町長、一言お願いできれば。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） そうですね、新しいまちづくりへの挑戦になります。やるべきことをしっかりとやっていきたいと思っておりますが、そうですね、今から12年、13年ぐらい前ですか、2002年から2003年にかけて、日本国中で合併の機運が高まったときがありましたよね。そのときに、私どものこの吉富町にも波が押し寄せてまいりました。その際に、やっぱりそこはしっかりと私どもが進むべき道を見極めるときだということで、大分県の中津市、そして豊前市、上毛町、それと私どもの吉富町とみんなが、議員が一緒になって今後の方策を考えるべきではないかという機運が高まりました。そして、そこで今後、もし合併しなかったらどうなるか、合併をして行ったらどうなるかという、また合併もどことするのがいいのかとかいうシミュレーションを話し合う場を、合併協議審議会という名前で各市町の議員さんと設立をして、みんなで話し合っていきましょうという折に、ちょうど選挙が始まりました。統一地方選挙がね。そして、そのまま新聞報道によって、私どもは合併慎重派だったんですけども、合併反対派の方がおられて、慎重派と反対派ということになっていたのが新聞紙上で合併賛成派、合併反対派というふう位置づけをされてしまいました。その折にやっぱりしっかりとした答弁をすべきだったんですけども、選挙が始まってしまって、合併慎重派という方たちは約80票から100票近い票

を減らしたというのは、記憶に新しいところなんです。私も80票ぐらい落としたんじゃないかなというふうに思ってるんですけど、そうじゃなかったんですよ。私どもはこの地域発展のためにどうすればいいのかを考える会をということだったんですけども、残念ながらそういうふうにとられました。

今回も、今、中家議員がおっしゃるように、広域でできるものは広域でという。こうすると、ややもすれば、すぐまた合併をするんじゃないかというようなことを耳にしたこともございます、確かに。そうじゃございません、今、そんな機運はもうことさらにもないし、やはり単体でいろんなことをするにはもう無理な、限界に来ております。それで、広域で手を取ってできるものであれば、それにこしたことはないというふうに私は考えております。少し言葉が足りないかもしれませんが、合併の「が」の字もございません。ですから、広域と合併を一緒にされるのはいささかいかげんなものかとも思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） わかりました。ありがとうございます。何度も言いますが、広域行政は周辺自治体としっかり向き合って協議していくことが大切だということを改めて申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

2番目、別府団地の安全対策について。別府団地は高級なすばらしい住宅が、町営住宅ができたわけですが、もちろん今、住まわれている方がいらっしゃると思いますし、現状を聞こうと思っております。それを踏まえて質問させていただきます。

①のオートロック化後の検証はということです。町営住宅、もちろん今度はオートロックというのは初めてだと思います。町内では私の知る限りでは昭和通りにあるマンションがオートロックで外から自由に入れないという形になっています。都会のマンションでしたら、オートロックというのはある程度常識化してるところもありますけど、町営住宅として今回、別府住宅に導入されたことについての検証をお願いしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。今回初めてオートロック化ということです。入居当初につきましては皆さん、慣れなくて、鍵を持たずに外に出たということでロックの解除ができず、中に入ることができないというふうな問題があったというふうに聞いております。しかしながら、もう皆さん、もう住まれて半年以上経ちますので、慣れて来られたということで、最近聞きましたはそういうふうな話はききません。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） 今後、もし町営住宅がまた新しく造るようなときにはオートロッ

ク化の導入は考えていますか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。今後、住宅の長寿命化によって住宅の今後改修計画もございますが、またそのときになってどういったものが必要かというのは十分検討いたしまして、また皆さんとお諮りいたしまして、進めていきたいというふうに考えています。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） わかりました。それでは2番の、外部からの侵入者に対して安全かということです。一部乗り越えやすいような構造になっているようなところもあるかと思しますのでこういう質問をしました。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 外部からの侵入者に対して安全かという御質問ですが、一般の賃貸住宅に比べて防犯性能が劣っているということはないというふうには考えております。

しかしながら、今、先ほど議員が言われましたように、一部壁を乗り越えやすくなっている場所、ところがあるということを知っておりますので、前任者に確認いたしましたところ、建設当時、もしかしたらという声があったそうですが、多分大丈夫ではないかという思いから、別府住宅建設時には対策をしておりませんでした。

ということで、今後、言いましたように入ったのを見たということもありますので、今後の防犯対策につきましては、浸入部分だけのフェンスもしくは1階部分全部フェンス等々、今後、検討してまいりまして、防犯対策に努めてまいりたいと考えています。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） せっかくオートロックされたわけですからね、壁を簡単に乗り越えるぐらいでしたらなんのためにオートロックにしたのかともなりますので、検証していただければと思います。

それでは3番にいきます。その他、現状での問題点はということで、私が思うのが、今、駐車場が半分ぐらい、74台ぐらいとめられてると思うんですけど、半分、多分使ってると思うんですけど、それほど必要じゃなかったんじゃないかなと思いますのでそこも踏まえてお答えいただければと思います。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 現状の問題点というところですが、平成30年度中に駐車場において盗難事件、駐輪場でバイク1件とあと駐車場で車のオーディオセットの窃盗被害にあったというふうに入居者の方から連絡を受けております。この報告を受けておりますので、今後は先ほどの1階部分とあわせて防犯体制の強化が必要になってくるというふうに考えております。

それともう1点、駐車場、北側の駐車場につきましては第1期工事で48台を建設させていただいております。第2期工事、平成30年度におきまして26台、合計の74台分が今、駐車場として整備されております。

今後につきましては、まだ2期工事分につきましては、今、駐車場を利用してない状況になっておりますが、現在の入居世帯がひとり身世帯とか、単身の家族の世帯が多うございますので、今後、現在の方々がそのまま住居に住まわれて子供たち等が自動車を持ち、もしくは住宅から退去された方が自動車を持つ複数世帯等が新たに入居した場合、対応できるということで、2期工事分で駐車場を建設させてもらってるというしだいです。以上です。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 別府団地につきましてはいろいろあるんですけど、もう現在完成して、皆さんも住まわれて、快適な生活を送られていることと思いますので、いつまでも別府団地云々というのもいささかいかかなものかなとは思っております。

確かにひょいと小学生でも乗り越えられるようなところが何カ所かありますし、夜のエレベーターホールと言いますか、あそこは何時まででしたかね、明々と照らして、そこに虫が集まるわけですね。夜、皆さんも行って見ていただければと思うんですけど、網を何か無造作にいっぱい張りめぐらして、ハト用にとか、鳥が入らないようにとか、それは無理な話なんですよ、前後が開いてますからね。外に明かりをつければ虫は集まりますし鳥も来ます。ですから、それをどうするかという話し合いも今、しております。一応、住人の方たちが網を張ったりしてくれと言いますけれども、各階によってきれいな廊下、通路ですかね、とこもあれば3階は汚かったりとか、4階またきれい、いろんな階もあるんですけども、そういうことでくまなく見に行かさせてもらって、住民の人ともいろんな話をさせていただいておりますので、今後はどうやればよりいいかという方向に持って行っていければいいなというふうに思っています。

先ほど、今後もオートロックをするのかというお話もございましたが、もうオートロックはあまり必要ないし、ひょっとしたら今のオートロックはもう開放したほうがいいんじゃないかという話も出ておりますので、いろんな観点から検証して、せっかくお金かけてオートロックにさせてもらってますので、これはもう一回、いろいろ考えていきたいと思います。

駐車場の件は、確かにもう駐車場たくさん余ってます。余ってるのにまた奥に駐車場をつくったので、どうしてつくったんですかっていうふうに後で聞いてみると、今、住まわれている人たちの子供さんが大きくなったらそこにとめたらいいんだというような、もう至れり尽くせりの政策なんです。それはそれでもうしかたありません。結構です。本来であれば玩具って言うんですか、遊具って言うんですか、滑り台があったりとか、あのへんを作ってもよかったのかなとは今、思っておりますので、また皆さんと意見交換させていただいて、そういう方向がいいならそういう

方向に転じていきたいなども考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） 実際、別府団地に住んでいらっしゃる方にちょっと聞いたことがあるんですけど、2カ月に一遍ぐらい住民の方々に廊下というか、フロアーを掃除したりする。1階には水があるけど上の階には水はないんで、掃除しにくいとか。あとはお年寄りの方が少ないんで、参加される方が少ないといっていました。それとは別に町のほうでも掃除されてるということですけど、せっかく新しくきれいな住宅ができたのですから、よろしくお願ひしたいと思います。

健康福祉課長が主に答弁していただいておりますけど、別府団地の建てかえ事業携わったほかの方が見て今後の町営住宅の建替事業において活かすべき改善点がありますか。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） その前に、もう住宅とかこういう建物は、家と一緒に、建ててみないとわからないというのは、たくさんありますよね。だから建てた後、改善点というのが出てくるわけですから、その建て方がよかった、悪かったというのは別の話であって、先ほどの言葉が足りなかったのを今話しているんですけど、前向きに皆さん意見をとり入れながら、頑張っていきたいと思っております。言葉が足りませんでした。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 当時、私は別府住宅の設計を担当しておりました。公営住宅事業は、低廉な家賃で住宅を提供するという社会福祉の向上を目的とした事業であります。しかし定住促進の一翼をこの建替事業に期待している感が少々あった気がします。社会的ニーズにお答えするというので、安全対策等もさまざまな機能を付加することは大事なことであるんですが、一方で、設計前に事業費の上限額を決めてなど対策が必要かなと感じていたところであります。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） 今、色々御意見、御回答いただきました。せっかく住宅ができたわけですから、きっちり活用していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回は、高齢者の問題に特化して質問させていただきます。

ちょっと6項目で欲張って6項目上げたので、急ぎ足で行きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

日本全体で90歳以上が200万人を超え、総人口に占める65歳以上の割合が3割近くになり、3人に1人が65歳以上という日が遠くないといわれています。まさに高齢社会です。

こうした中、高齢者に対する社会全体の認識も又現状も随分変化してきました。60歳で現役を離れた方が再就職するのは一般化しつつありますし、地域の中で、子供達の見守防災、コミュニティづくりに多くの皆さんが活躍されています。

しかし一方で独居の方、老老世帯も少なくなく、移動など、生活のあり方における困難さ、また目減りする年金に加え医療・介護の負担が重く、高齢者を苦しめているという厳しい現状があります。

午前中の議論の中にもありましたが、定住化についても子育てしやすいと同時に年を取っても安心して暮らせる、その見通しがあってこそ人々は定住を決めるのだと思います。この点からも高齢者福祉は重要です。誰もが長寿であることを喜び、誇りを持って限りある人生を全うできるような吉富町であってほしいと思います。

まず、実態についてお聞きいたします。事前にお伝えしていなかったことも多々あると思いますので、この場ではわかる範囲でお答えください。また後日、教えていただけたらと思います。

まず、65歳以上の総人口、そして男女別の人口、そして高齢化率、あと独居世帯、それから老老世帯、それから65歳以上で就労していらっしゃる方の数、無年金者の方、介護保険の認定者、その中で認知症の方、あと生保世帯、非課税世帯、それぐらい聞きたいなと思いますけど、さきほどいいましたように、お伝えしていないものもありますがよろしくお願ひします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 質問についてお答えいたします。

まず、町として把握しております高齢者の実態といたしましては、65歳以上の高齢者世帯数は1,087世帯、男女別につきましては男性876人、女性1,244人、合計2,120人で、高齢化率につきましては31.2%になっております。先ほどいった世帯つきましてはいわゆる老老世帯につきましては441世帯、単身世帯につきましては646世帯というふうになっております。そのうち非課税世帯につきましては600世帯、生活保護世帯につきましては76世帯、就労者につきましては先ほども言いましたように調べていません。無年金者につきましてもデータがございません。介護保険につきましては入所者については72名と、介護保険からデータをいただいています。以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その数を聞いて、何というか、厳しいなと思います。では、実態ありがとうございます。

次の2番目の、補聴器購入の補助についてお尋ねいたします。高齢化に伴い耳が聞こえにくく

なって仕事や社会生活に困っているという加齢性難聴の人がふえています。聞こえにくいまま仕事をすれば間違いを起こしますし、また社会生活上もまともな会話が成立せず、つい人の中に入ることには消極的になり、生活の質を落としてしまうことにもなります。また最近ではこの難聴がうつ病や認知症の原因にも考えられているとのこと。しかし、補聴器が高くて年金生活ではとても買えないという声が多いです。現在、吉富町における補聴器購入に対しての補助はどのようになってるのでしょうか。あわせて、近年、どのくらいの方がこの制度を適用者として補助を受けられたか報告をお願いします。それともう1点、補聴器を購入した際に医療費控除の対象になっているとも聞いているのですけれども、その際の条件などについて御報告をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。現在、町の補助といたしましては、障害者手帳を交付されており、補聴器が必要な方、現在、町内に利用者が7名おられます。それと町外でその、制度を利用して購入されて転入されてきた方が2名、合計9名がこの制度を利用されています。それとあと対象者ですが、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の18歳未満の難聴児に対しましては、補聴器購入費に対する補助を行っておりますが、その他、加齢等による難聴の方に対しての購入費に対する補助は行っていません。医療控除につきましてはその負担額が医療費控除となるというふうに存じあげております。以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この医療費控除は条件は、何もないんでしょうか、医師の証明といたったものはないのかということと、この補聴器の購入費が控除の対象になるということの周知はどのようにされているのかというのを、いまのところでは開きたいです。後ですね、今、障害者手帳を交付されている方で全体で9名の方がその制度を受けたということですけど、とても少ないですね。私がちょっと調べたところによりますと、両耳の聴力のレベルが70デシベル、これっていうのは40センチ離れたところでの聞こえ、40センチ以上離れたら耳元でもしもしと言わないといけないぐらいの、つまり重度の方なんです、重度の方にしかその手帳のいわゆる制度は利用できないということなわけです。しかし、WHOは41デシベル以上の方に補聴器をつけることを奨励しているとそうです。なぜかと言いますと、そのレベルを放っておくと難聴がさらにひどくなって、認識できない音がずっととふえていくためだそうです。そういうWHOのそういった基準というか、そういうのもあるためかもしれませんけども、欧米諸国と日本の補聴器の所有率を比べると、日本は14.2%、欧米の2分の1以下ということです。その理由はなぜかと言うと、もうわかってる、お金がない、高いですね、平均で15万円ぐらいすると聞いております。こうした中で、そういった加齢性難聴の方に対して補聴器購入の補助をするという自治体がふえてます。近辺では田川市がやっています。もちろん15万円全部じゃなくて、幾分

か補助なんですけれども、ぜひこれ、やっていただきたいと思いますけど、先ほどの3点、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。うちのほうの補助の障害者手帳の基準といたしましては、高音高度難聴用、これは90デシベル未満でも可能、重度につきましては90デシベル以上というのが対象になっておりますので、こういった方で申請があれば補助を行っております。

それと、町の補助につきましては、やっぱり加齢によるということでありましたら今のところは補助対象はございません。今後につきましては財政等々もございまして、検討はしていきたいというふうには考えております。

それと、医療費控除につきましては、その医療を使って申告等で医療費控除があるというのは税務課さんの申告のときにこういった周知として、お願いしてお知らせをいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の答弁ですと、加齢性難聴の方の補助は考えてもいいということに。今後、検討していきたいみたいに言われたので。

耳が聞こえにくいか、会話しにくいなどの状態の時などさっきいいましたけど、外出したくなくなるんですよ。で、もううつ病や認知症になっていくと言われてます。補聴器をつけることは将来的にはこういったうつ病とか認知症になっていくことを考えれば、医療費の抑制にもつながりますし、いわゆる交通事故、後ろから来た車とかが聞こえなかったりするので、交通事故を防ぐという問題からも、とっても大事だと思うんですね。それに対して国のほう、本当は国がそういったことは補助するべきだと思うんですね。去年の3月記録なんですけども、やはり国会でこのことを質問しております。国の答弁は、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検討するための研究を推進すると。麻生財務大臣は、厚労省から提案はまだないが、やらなければならない必要な問題だと述べたということになってます。ぜひ国にも訴えて、国がやるのをじっと待っているのではなくて、例えば医者による必要性の判断、それから低所得者であること、それから年齢など、一定の条件をつけてでも一部助成にぜひ考えてもらいたいと思います。もう一度答弁お願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 濟いませぬ、先ほどつたない答弁をいたしましたけど、やっぱり単独では厳しいというふうに考えています。なんで検討するというのは国・県等の補助があれば

当然しなければならないということで検討させていただきますということで、先ほどお答えいたしました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 今のことなんですけども、私の母親もなかなか耳が遠くて、電話してもその電話のベルの音が聞こえないというような状態で、特に携帯電話からするとだめなんです。固定電話から固定電話だと結構聞き取りやすい。こっちはる言うんですけど、うん、そうやね、そうやねちゅうけど聞こえてないんですよ。だから、じゃあ何時にちゅっても、行ってもいいし、耳が聞こえないもんですから、鍵をする玄関に。じゃあちょっといささか問題もあるし、また認知症予防に補聴器があれば、やはりいろんな人とのコミュニケーションもとれていいなというふうに今、感じました。

田川市のほうでやられてるということで、先日、田川市の二場市長さんと同行することが2度、3度ございましたので、またちょっとお聞きもさせていただいて、私たちの町でできることがあれば、少しずつでもその方向に向けて頑張っていければいいなというふうに今、思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 兵庫県議会がこの問題について、国に対して意見書を出しております。多分、今のこの高齢社会ですので、こうした意見書があちこちで上がって行くと思いますし、町としてもぜひ国にも要望していただき、この問題が少しでも改善できるようによろしくお願いたします。

では、次の問題です。同じ難聴者の問題なんですけど、庁舎内に難聴者のための携帯用磁気ループを設置することについてお尋ねいたします。

御承知のように、補聴器には一切の音を拾う、つまり当事者にとって雑音がうるさく、聞こうとする音が聞こえにくいという難点があります。随分機器の改良がなされてると聞きますが、現状ではこの困難性をまだかかえております。この状況を改善するものに磁気ループというものがあります。磁気ループ、ヒアリングループともいうんですけども、難聴者の聞こえを支援する設備で、ループアンテナ内で誘導磁界を発生することで音声磁場をつくり、周りの騒音・雑音に邪魔されずに目的の音・声だけをきれいにクリアに聴きとることができるようになります。ちょっと私、科学的なことよくわからないんですけど、私の認識では、つまり音声を電気信号に変えて、そしてまた補聴器のほうの操作をすることによって、それを音声に変える、そういうものじゃないかなと思うんですけど、これ、かなり活用されております。

具体的にどういうメリットがあるかと言うと、例えば講演会・説明会・研修会・会議などで使

用することによって、聴力障害者・高齢者の情報獲得、コミュニケーション支援の充実に繋がります。さらに持ち運びもできるので、貸し出し可能とすれば行政主催の催し物のみならず、民間でのこうしたイベントに使用でき、大変役に立つものと思われま。これについては私、4年ぐらい前に前課長時代に一度質問しました。そのときの答弁は、庁舎全体に設備を張りめぐらすのはとてもお金がかかるので難しいけれども、携帯用ならばぜひ検討したいという答弁だったんですけれども、その後、どのように検討がなされたでしょうか。わかれば報告をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。岸本議員おっしゃるように、高齢化の進展に伴い難聴者も増加傾向にあります。難聴は補聴器を使用することで解決するのではと思われがちですが、補聴器は内臓されているマイクで音を拾い、その音を大きくすることで聞こえをよくしています。しかし、役場の窓口などはさまざまな音があふれており、補聴器は全ての音を拾ってしまうため、本当に聴きたい音をうまく聴きとることができず、聞こえをよくすることが難しいこともあるようでございます。磁気ループはマイク音を磁気に変え、そのまま補聴器に届けるため、周りの雑音がほとんど聞こえず、必要な音だけを正確に聞き取ることができます。これにより、曖昧なやり取りをなくし、不満を解消し、大切な手続や説明を正確に行うことができます。

本庁役場庁舎の窓口では、現在のところ補聴器をつけた住民の方が特に大きな支障がないようでございますが、住民の方に安心をしていただくためにも費用対効果を検証したいというふうに現在、思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、総務課長が答弁なさったのは、カウンター式のものですよね。次の質問で言おうと思ったんですけど、いわゆる磁気ループは例えばこんな会場ですよね、こんな会場で張りめぐらして聞こえを良くする。もう1つ窓口にこうカウンターにポンと置いて、そういう対応をできる。だから役場の職員の方と町民の方がよく話が出来るとなると思うんです。そのカウンター式といわゆる会場で使うようなものと、値段なんですけども費用とかわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 業者に直接、見積もりを徴取したわけではございませんが、インターネットからの情報によりますと、ドラム式ループアンテナ、携帯用ヒアリングシステムで20万円弱でインターネットでは上がっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私も若干調べてきたんですけど、カウンター型っていうのもカウンターにこう置くのも、あんまり変わらなかったような気がします。これって不可能な額じゃないと思うんですね。ぜひこれも庁舎内にこういった携帯用とカウンター式を設置していただき、なおかつ携帯用の場合は庁外にも民間でいろんなことをなさると思いますので、貸し出すような方向で考えていただきたいと思うんですけど、その点、どうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申しましたが、今のところ役場の庁舎の中での住民の方とのやり取りの中で大きな支障があるというふうには聞いておりません。であります、そういった方が安心して対応ができるということを考えるのと、経費ですね。費用対効果を検証して、庁舎全体で考えてみたいとは思っております。

あと、岸本議員がおっしゃるように貸し出しをするとすると、これはまた庁舎じゃなくて福祉の関係になるので、健康福祉課が担当になるかと思いますが、それについてもやはり全体、役場全体で考えてみたいというふうに思っています。とにかく、費用対効果を検討したいというところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） たしかに費用はかかりますけれども、住みやすい町、年をとっても安心して暮らせるまちづくりにつながると思います。ぜひよろしく願いいたします。

では、4番目です。粗大でない不燃ごみ収集場所の改善について、お尋ねいたします。現在、不燃ごみの収集は月に1回、各自治体で指定された収集場所に持って行かなければなりません。このことはひとり住まいで足が悪く、移動手段を持たないお年寄りにとって大変な負担となっております。具体例を言いますと、広津上地区にお住まいの方の場合、町浄水場東側となっているので佐矢野医院のところだと思うんですけども、ここまで持っていきます。ですから、例えばスーパー川食の近くの広津上区にある方はそこまで歩いておばあちゃんが持って行かないかんのですよね。車があれば何でもないことなんですけれども、杖を突いて足の悪い高齢者の方にはとても負担です。これ、何人もの方から私、ずっと前から言われてまして、これ、もう2回ぐらい一般質問で取り上げたんですけど、今の現状のままなんです。不燃と言ってもいろいろなものがあると思うんです。例えば、大きな電化製品だとか、自転車、家具など。そういったものはそうじゃなくて、そういったものもありますけれども、例えば空き缶のふた、それから乾電池、それからスプレー缶、スプレー缶のことをよく言われました、スプレー缶。ちょっとほら金属がついてるものとか不燃になりますよね。そういったものもあります。

可燃の場合は、大型は別にして指定のごみステーションで今、収集してます。大型でないもの

は地域にあるステーションで収集してるわけですね。不燃の場合もこういうふうにしていただけないかなと思うわけです。だから、可燃の場合は週に2回ですけれども、不燃の小さなごみは月に1回でいいと思うんですよね。そういうふうにしていただけると、高齢者の悩みは解決します。いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） お答えをさせていただきます。先ほど議員おっしゃいましたように、今現在、不燃ごみの収集場所は各自治会で指定されている粗大ごみと同じ集積所において収集を今、行ってる状況でございます。そのうち町内のごみ集積所の箇所数ですが、今、町内に各自治会にごみステーションは127カ所、そのうち粗大ゴミや不燃ごみを収集する箇所は26カ所というふうになっております。自治会により不燃ごみの収集箇所につきましては、1カ所から3カ所というふうになっております。先ほど岸本議員がおっしゃられた広津上地区、これにつきましてもちょっと過去のことを調べましたら、広津上のほうの収集場所につきましてはそういった問題があったので、自治会のほうに一応、相談を投げかけているけれども、まだそれに対する回答ちゅうか解決には至ってないという状況でございました。

それと、今、おっしゃられたように、高齢化が進む中におきまして、自治会によっては今言った広津上地区のように、御高齢により不燃ごみを出すことが距離的なことから困難な方がいらっしゃると思います。そのところはこちらのほうも認識はしておりますが、ただ不燃ごみの、今、言われました不燃ごみの種類といたしましては、いわゆる金属類、電化製品、それから金属と燃える材質が一緒になったもの、スプレー缶、それから金属のキャップ、乾電池等々がございまして、その中においても大きさに関しましてやっぱりさまざまな大きさがございまして、このようなことから、小型の不燃ごみのみを収集箇所の変更をとということにつきましては、不燃ごみの種類、それから特に今おっしゃられた大きさによって出す場所が異なることとなりますと、今現在、ごみ出しのルール、分別とかルールが定着をしております。したがって、場所を変えるとなりますと、特に大きさに変えるとなると、この分はどっちに出せばいいんだとか、ちょっと混乱を来すことが考えられます。そういったことから、ちょっと困難ではないかとは思っております。

なお、ごみの収集場所につきましては、今おっしゃられましたように自治会によって場所を選定していただいておりますが、協議をしていただければ場所をふやすことは可能となっております。また不燃ごみを含む粗大ごみの収集場所につきましても、自治会より協議をいただいて申し出をいただければ、場所をふやすこと等については可能となっておりますので、このようなお困りの地域がございましたら、ぜひ自治会のほうで協議をしていただいて申し出をいただければ、こちらのほうでも対応なりはさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、課長が言われた答弁は、要するに不燃ごみの収集場所についても自治会のほうからふやしてくれという声があれば、それでいいという、ふやすことはできますということです。

しかし、なかなかお年寄りの方って言いづらいんですよね。先ほど、もう不燃は大きさとか、例えば大型の不燃はこうで、小型の不燃はこうでというふうにすると、それがなかなか定着しないということが難点なんですよ。そこは今からやっていけば大丈夫だと思うんですよ。この不燃物っていうのは少ないようで多いんですよ。なぜならば、金属がついてるものと一部ついてるものって結構あるんですよ。例えばカレンダー、金属ついてるでしょう。それからプラスチックとかのおもちゃにもちょっとついてるんですよ。そんなもの、本当にまじめな方たちは分けようとするれば小型の不燃というのはたくさんあると思うんです。そのところは教育というか啓発していけば、私はクリアできると思うんですね、大きさについても。可燃がそうでしょう、大型というのと、日頃から出しているのと皆さん、ちゃんと出しているじゃないですか。そこはクリアできると思うんですね。

もう1点、ちょっと私はあれしたのは、費用はどうなんかなと。町が出す費用。つまり、入札のときにこういう内容で仕事をしてくださいということで、入札にかけるわけでしょう。その場合、不燃については月に1回、127カ所ですか、これを回るってしたときに、費用はどの程度ふえるのかなと思ったんですけど。その点、どうでしょう。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 費用の件でございますが、今現在、吉富町のごみに関しましては可燃・粗大・不燃、全て平山産業という業社さんのほうに今、3年間の委託、3年間の継続で委託をしております。その契約の中におきまして、先ほどちょっと場所、自治会の申し出によって場所をふやすことはできるということで説明したんですが、その場所をふやすことに関しては費用の発生はありません。ただし、今、おっしゃられた、例えば不燃の小型のものを町内のごみステーションに出すことができるようにするということになりますと、そういうところは業者との打ち合わせはやっておりませんが、その辺のところは若干、費用のほうはふえてくるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 若干というのは、多分、若干だと思うんですね。そんなにたくさんのお金ではないと思うんです。

先ほど言われましたように、自治会のほうからそういう要望があれば、ふやすことができると

ということも私はお伝えします、いろいろ言われた方に、それもしながら、やはり将来的には高齢社会ですので、先ほど独居の方の世帯数がありましたよね。646世帯でしたっけ。やっぱりお年寄りの方、足の悪い方、多いと思いますし、これからもふえていくと思いますので、不燃のごみを小型の不燃を月1回は新設していくという方向性もぜひ検討してもらいたいと思います。

では、次、5番目に入ります。認知症高齢者等個人賠償責任保険事業について、お尋ねいたします。これは、認知症の方が日常生活における事故によって法律上の損害賠償責任を負った場合、それを保障する個人賠償責任保険について、町が契約者となってその保険に加入し、認知の方、またその御家族が地域で安心して生活できるように支援するという取り組みです。県内では久留米市、それから粕屋町がやっております。本町でもぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

まず、認知症に対する取り組みとして現在、どのような対策が実施されているか、報告お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。認知症に対する対策といたしましては、認知症カフェ等々、包括と社協のほうが主体となって今事業を行なっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この保険事業について通告をしておりました。調べてあると思うんですけども、これに加入するとなると町が払う保険料はいくらぐらいになるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。粕屋町さんの例で言いますと、ある条件が、保険会社とまず町が契約をいたしまして、町へ認知症の登録を出してもらうように、町が認めた方に限りまして1人当たり年間、粕屋町さんで言いますと1,770円を町が補助しております。なお、個人負担がございません。全額町が補助ということで契約をしているようでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど一番最初に自治体の中で、介護保険認定者の中の認知症の方っていうふうに言ったんですけど、ここはちょっとお答えいただけなかったもので、わかりませんよね。大体わかりませんか。1人1,770円ですか、それ掛けることの登録した人数を町が払うようなこういうやり方でいいですね。例えば、100人でも17万7,000円ですよ。このことによって、認知症の方が徘徊されることによって、ひどい場合は列車をとめたりとか、それから高価なものを壊したりだとか、いろんないわゆる社会にとって迷惑なことをしてしまうわけですね。それに対して損害賠償を請求されたときに御家族に行きますよね。その辺をやっぱ

り町として、認知症の方、いろんな高齢者の方たちが安心して住めるようにするための取り組みというふうに理解しております。これは費用に言えば、吉富町は全然可能だと思います。これは増えているようですね、事業を取り組んでいるところ、ぜひうちでもお願いしたいと思うんですけども、町としての考えはいかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 今、議員おっしゃられたように、認知症の方及びその御家族の方が地域で安心して生活ができる環境整備という面では、大変すばらしい事業だとは思いますが、財政等々もありますので、今後はいろいろ検討はしていきたいというふうに、この件については考えております。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 年を取っても安心して住み続けられると思う町にこそ人々は家を建て、私もと思うと思うんですね。ぜひよろしく願いいたします。検討してください。

最後の問題で、巡回バス料金の減免について、お尋ねいたします。平成30年度決算では、巡回バスの利用者が増加していることがわかりました。今後、コミュニティバスとセッティングされたり、いろいろな改善がなされることによって、ますます増加が見込まれ、住民のいわゆる足として大いに期待されるのではないかと認識しております。

さて、さきのコミュニティバスの説明、6月議会で私、質問した折に説明いただいたんですが、そのときに、このコミュニティバスが65歳以上の高齢者に対し東本町というんですかね、中津駅北口から中津市民病院まで通常230円のところ100円に減免していることが示され、本町もこういうところは検討していきたいと、減免の方向が示されたと理解しております。高齢者に対し、ぜひ巡回バスに町内を走っております循環バスに対しても何らかの減免を求めたいと思うんですが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。町内巡回バスにつきましては、平成29年10月1日に全面的なダイヤ改正を行いました。また本年10月1日から始発を界木からJR吉富駅に変更することといたしております。さらに来年4月1日からの参加に向けて協議を進めている豊前中津コミュニティバスの乗り継ぎを考慮したダイヤ改正を行う予定にいたしております。このように、巡回バスを利用しやすい環境の整備をしているところでございます。

町内巡回バスの平成30年度における年間の運行経費は456万1,572円で、運賃収入は102万3,200円となっており、その差額の353万8,372円を運行委託料として支払っております。高齢者の料金を減免いたしますと、利用者のほとんどが高齢者でございますので、運行経費をそのまま委託料として支払うことになり、平成30年度では運賃収入である103万

2,200円を上乗せした委託料を支払うということになります。受益者負担の観点から、ワンコイン100円の最低限の負担をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 言われることはわかります。今回、予定してたときよりも、決算ですよ、不用額が出ましたよね、それはたくさんの方が利用したからだと思うんですね。だから、利用者がふえればふえるほど町の負担は少なくて済むというのが、システムだと思うんです。

私は無料にしないって言ってるわけじゃないんですよ。いろんなとこ見てみたんですけど、大きな町ではほとんどが高齢者に対してこういうバスに対して補助してますよね。私、友達が京都にいますけど、京都は70歳になったら、所得によって違うらしいんですけど、彼女の場合3,000円出したら1カ月もう乗り放題よ。そういうところ、多いですよ、福岡市とか北九州市もそうですね。これは大きな都市なんですけど。小さなところでどういうふうにやってるのかということ私、調べてないんですけども。しかし、これは費用がかかるかもしれないけど高齢者福祉です。福祉です。提案なんですけど、減免のあり方として、回数券というのはどうなんでしょう。回数券を出すことによって、ほんの少しだけでも安くする。それってとてもありがたいですよ、高齢者にとって。その辺はいかがでしょう。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをします。先ほど岸本議員がおっしゃいましたが、来年4月1日から加入を予定している豊前中津コミュニティバスの東中津から市民病院までの間は安い、高齢者に対して割引券を出すように、東本町ですね、要するに駅前ですね、駅前から市民病院までは中津市も豊前市も割引券を出しております。それは民業圧迫をしないように、同じ路線を大分交通が走っているということがありまして、大分交通を利用したら230円になるらしいです。ですが100円に抑えたいということで、今、100円で230円、市民病院まで行った場合ですけど、230円分、130円分を補助しますという券ですね。私たちも、吉富町もそれに加入したときは同じような形でそういった補助をしたいというふうには検討しております。そういった場合は、やはり券を、回数券みたいな形で発行して、買っていただいて、それを出していただくというようなシステムになってきます。

これを聞いたときに、私もこのやり方はなかなかいいなと思いました。事前に払っていただいて、回数券でパッとやればいいというふうな。これも吉富町の巡回バスにも利用できたらいいなというふうに思いました。今、1回100円でありますので、プレミアム商品券みたいに1,000円買ったなら12枚ついているとか、そういったことをぜひ前向きに町長のほうと、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 6項目にわたって、急ぎ足でしたら、ちょっと時間が余りました。最後の答弁で検討していただけるということだったので、とてもよかったなと思います。

人間はみんな年を取ります。若い人も必ず年を取ります。年を取ったときに、やっぱりこう安心して誇らしく人生が全うできるような、そういった人々の人生を、ぜひ町行政としても後押ししていただきたいなと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（是石 利彦君） これにて一般質問を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時11分散会
